197
34
111

古史傳

三十

古史傳

自第百四十五段
至第百四十八段

三十

東京圖書館
類 函 架 号 冊

128
36
3

明治二十年五月二十五日内務省交付

古史傳三十出卷

東京圖書館藏

平篤胤謹撰

男　平田鐵胤　撿閲
門人　矢野玄道　續攷
孫　平田胤雄
門人　井上賴圀　校訂

神代下十出卷(カミヨノシモツマキトヲマキトイツマキ)

爾(コヽニ)天都神(アマツカミノ)出天御量(アマツミハカリ)以而(モチテ)。以(ヲ)天(アメノ)香山(カグヤマ)天降(アマクダシ)出時(タマフトキニ)。二箇(フタツニ)分而(ワケテ)。以(ヲ)片(カタツ)

端者。於倭国天降給矣。天香山是也。以片端者。於伊豫国天降給矣。天山是也。

一傳云。自空布理降山出大者。降阿波国矣。天詔戸山是也。其山碎而。於倭国布理就者。云天香山也。

此天降就神出香山。愛畝火與耳梨山相諍競矣。爾時出雲国阿菩大神聞三山出相闘而。欲諫止而。上來出時。到坐播磨国聞闘止而。覆其所乗出船而坐出地。號神阜。阜形似覆。

此首條にあり。天山是也と云はでハ。徴に見えたる如く、伊豫国風土記に。伊豫郡自郡家以東北在天山所名天山由者。倭有天加具山。自天天降時。二分而云々。神代紀口決に引る。大和国風土記に。天上有山分而墮地。一片爲伊豫出天山。一片爲大和国出香山。を有哉採て記給ひぬ。◯爾天都神出天御量以而は。古古仁。安萬都加美能阿万都美波可理毛知氏。と訓べし。天都神とは。上件の皇産靈二柱大神。天照大御神を申奉り。天御量は。既に上百二十二段に見ゆ。◯以天香山とは。安米能加具夜万遠を訓む。これ下に云べし。◯天降出時二箇分而とは。安万久陀志多万布登伎仁。不他都尓和氣氏を訓べし。上に詔別賜。また支陀衝別而。又解祭など

見えたり。各その傳に就て見べし。さてかく二つに割別て。天降賜ふ。天御量はも極めて淺き契あるべき事なるを。凡人になし。いかなる故をも量奉りかたし。されど此も押量奉りたる限りは下に申試むべし。香山は。元迦具土神の御骸の。天上に上り坐て。化る山なる事。上第十六段。四十五段。玉他須伎。に説賜へるが如し。天降出時は上百二十七段に見え。大祓詞。天神壽詞にも。皇御孫命波云々。天降依奉り支など。數知らず多く見ゆ。◯以片端者とは。加他都可他乎婆。と訓むべし。上第九十六段。に片御手者。また片御足云々。古今集をふの浦にかたえさしおほひ。◯於倭国天降給矣は。也末登能久尓仁。安万久陀志多万比伎を訓べし。倭国も上第八段。また九十五段百二十段に見え。

百三十段に大和国造をもあり。又倭鍛冶倭琴などもとにいづ倭字のなど国號考を初めて種々論あれど若くは皇国と成し新字にもやあらむ。○天香山是也。安米能加倶也麻古禮奈利なり。さら倭建御子命此御歌に比佐迦多能阿米能迦具夜麻と詠賜ひ。神名帳に十市郡天香山坐櫛眞命神社。大月次新嘗元名太麻等乃知天神をも見え。大和志に。在香具山北麓屬南浦村仍稱北浦石華表扁額曰天香久山命まさ香具山在戒下村上方山形秀麗有寺興福寺末派寺社疏記といふ物に香久山寺在高市郡亦曰興善寺三學院僧房八坊大安寺道慈法師開基也をもあり。天平古文書に櫛眞知神田と見え。新抄格勅符にも。櫛麻知乃命神。一戸。太祝詞命神。一戸をあれど。のくも申し。又略きて櫛眞命とも白すになそこ。

此社の事等ども上第六十段に見えたり。姓氏錄なる皇別に香山眞人番別に香山連といふ姓見ゆ。さて播磨国風土記に。香山里本名鹿來墓土下上所以號鹿來墓者。伊和大神。占国之時。鹿來立於山岑。是亦似墓。故號鹿來墓。後至道守臣爲宰之時。乃改名爲香山。仙覺注釋にも引て香字を加久と訓證をせり。はゝ賀古郡條に。鉄文有て何命とも知りがたくまで。望覽四方云。此土丘原野甚大而見。此丘如鹿兒。故名曰賀古郡。ともあり。鹿えもを天上なる香山に生初さる故に負る名なりと師說なるを此らはり反らはり鹿の故を以て山に名を賜けむなとは自ら契ある事にやと思ひて余も引出つ。神武天皇御紀なる。戊午年九月甲子朔戊辰條に。天皇云々。夢有天神。訓之曰。宜取天香山社中土。以造天平瓮八十枚。幷造嚴瓮而敬祭。

天神地祇示為嚴呪詛如此則虜自平伏天皇祇承夢訓依
以將行時弟猾又奏曰倭國磯城邑有磯城八十梟帥又高
尾張邑有赤銅八十梟帥此類皆欲與天皇距戰臣竊為天
皇憂之今當取天香山埴以造天平瓮而祭天社國社之神
然後擊虜則易除也天皇既以夢辭為吉兆及聞弟猾之言
益喜於懷云々十月癸巳朔天皇嘗其嚴瓮之粮勒兵而出
先擊八十梟帥於國見岳破斬之云々また崇神天皇十年
の紀に九月云々於是天皇姑倭迹々日百襲姫命聰明叡
智能識未然乃知其歌恠言于天皇是武埴安彥將謀反之
表者也吾聞武埴安彥之妻吾田媛密來之取倭香山土裹

領巾祈曰是倭國之物實乃反之物實此云望能志呂是以知有事焉
非早圖必後之於是更留諸將軍而議之未幾時武埴安彥
與妻吾田媛謀反逆興師忽至各分道而夫從山背婦從大
坂共入欲襲帝京時天皇遣五十狹芹彥命擊吾田媛之師
即遮於大坂皆大破之殺吾田媛悉斬其軍卒復遣大彥命
與和珥臣祖彥國葺向山背擊埴安彥云々武埴安彥先射
彥國葺不得中後彥國葺射武埴安彥中胸而殺焉其軍衆
脅退則追破於河北而斬首過半云々委くは成文に見えたれば今は畧きて
擧たる師說に上なるは天皇の天皇祖神の御誨に依て呪
詛の道を知り賜ひ香山の埴を取りて遂に賊を亡し給へる
例なり此も朝敵此山の埴を取て國を傾むと呪詛へ
るの忌瓮の神事に賊の呪詛うちを消させて亡さる例な

也漢土にも思合さるゝ事有をて國語左氏傳なる晉文公重耳が落魄て五鹿を過し時野人の塊を與しを子犯が賀たるの果して國を得たる事を引て外國人にもかかる方の有りけにやを委く論れたり案に漢土にて土神を祀りて社といひ其土を東方青南方赤西方白北方黒上冒以黄土また諸侯を封ずるに各以方土封以白茅爲社と孝經尚書緯等に云るも由有る事を所思なり

万葉集巻一に。**高市岡本宮御宇天皇登香具山望國之時御製歌。山常庭村山有等。**或説云大和國には群たる數々の山それ有ぞもと詔ふ也

取與呂布或説に取とは言發去詞にて打撫播撫など云打播に全し代匠記云軍にきる鎧も身を裝ひ籠む物なればよろふをいふ用詞を體語に云て名付たるなり和名鈔鎧和名與路比甲也釈名云甲者似物之有鱗甲也齊明紀に弓矢二具をフタヨロヒを訓み源氏物語に屏風ひをよろひと云るも二帖を一具と云るなり鎧を俗に具足と云も全意にて此も峰谷岩木に至るまでならぬ事なく具りて圓滿たるを詔へり縣居翁曰香山は低くまぞ形は富士の山など少く作れる如くにて古は四方の麓

廣く木茂く續きて万足らひて美はしければ取よろふを御詠給へるなり

天之香具山騰立

國見乎爲者。代匠記に云持統天皇吉野行幸の時人麿主歌にも全全二句あり天子ハ巡狩といふ事を爲給ひて國々の状を見給ふ事なれば國見をハ國の盛衰民の哀樂をよく知看が尤要なり神武天皇紀に國見岳なり万葉三巻筑波山に上りて國見せる事を詠れば諸臣にも云ふなし今も山々に遠く見霽かさる、所に國見といふなりをゐり又これ事は玄道別に考記せる物なり

國原波煙立籠。或人の龍をある本に從へるはれのぞ有らむ

海原波加万目立多都。或説曰國原とは人の住處の群り多きを云ふ煙は和名抄に介布利元慶六年書紀竟宴歌に氣夫利奈岐云く万葉十三に煙立春日暮など見えて古へ何にても氣の立上るを云り海原を廿巻には宇乃波良をも詠ぬり古へ凡て淳にも水にも海と云り加万目ハ和名抄に鴨和名加毛米土佐日記に今めのもぬむれゐて遊ふ所なり今京に成てそかもぬを云とのを立多都ゝ立に立の意にて立事の絶ざるを云神集尓集神議尓議なぞ云るにて意得ぬし縣居翁云此山の畝尾は西へも引まで殊に

東へは長く曳渡れり。今は其畝尾の形聊残れるが其畝の本に次て。二町四方計の池有り。此古の埴安池残れるなり。此をぞ八町許東北に池尻村池内村てふ里の今あるにて。古此池の大きなりし事知るべし。

可怜国

曽蜻嶋八間跡能国者。

或説云。凡ての意は大和国には數多の山々群りは多く有が中にをゐのば可怜き香山に登りて国内を見渡すに里のみならず水上までも饒はひて。さて〱大和国に有が中に可怜国にてあるぞと詔へるにて。湊く歡ばせ給ふなりと云ひ。或人ら湖水の如き大池を舟どもの棹刺て行違ふに依て。群集る鴨群れ立に立て騒く形状手に取て見るが如なされバ。民家の繁昌なるを烟立籠と宣ひ。貢物運送船の行違ふ海上乃饒ふを風して。鴨群の騒ぐ由のみにて。なの聞知るゝハ。當時の大宮風の愛さき美なさ言も意も及び難くなる年をいひ。契冲も此御製を今見奉るも樂なる様にて。此に載さるゝ後君をなて思そし然奉らむと成るべし。又かゝる御世に生合ひけむ民の宿善の程も思ひ遣らるとも論りずまさ。續古今集に為家「天降る神れのお山今なめぞ君が為にと見るものしおな」續拾遺集に正三位知家「神代より年の幾年積るらむ月日を邇き天の香山」などいと多かり。さて此山を金剛山ぞとも或は音羽山とも壺坂寺邊なる香高山なりとも今畝火山とも云説の聞ゆるは。凡て論ふにも足らばなむ。

を見えたるも。專神代の故事を思看ての大御行ならむと所思たり。○於伊豫国天降給矣。天山是也。は伊與能久尓仁安万久陀志多万比伎安米也万古禮奈理と訓べし。此まで彼国風土記文に採賜へり。伊豫国は。已に上巻第八段に見えて。和名抄に国府在越智郡にて管郡十四有て。田數一萬五千百卅町。朝鮮国にて記せる海東諸国記には水田一万三千五百七十四町と云へり。天山は。全書久米郡に。天山郷あり。もと伊豫郡なりしを。後に久米郡に隷さりけむ。全国松山の地より。東方に在て。阿麻山と呼ひて。小山なるを時々神

異の事あり。又往々曲玉等掘出る事も有りと。里人に聞けり。後に衣比賣の面影ちふ物を見れば、此山、天山郷に獨立して、餘山と全ろらば低き山なれども、畝尾長く引て、大さの形容、大和國天香具山に似たりと云へり。肥前國にも天山神ありて、三代實錄に見え、阿蘓氏の祖某、南朝に仕へ奉て、此にて戰死せる事、彼家の文書にて見えし事ありと。○一傳云。自空布理降出山出大者。降阿波國矣。は万多乃都他邊仁伊波久曾良與利久陀禮流也万乃於保伎奈流波阿波能久尓迩久陀理伎なり。阿波國の既に上（第八段）に見ゆ。和名鈔に。國府在名東郡とて、管郡九。田五千四百四十町。（中上國と見え、諸國記には水田三千四百十四町五段）とあり。國造本紀に。輕島豐明朝御世。千波足尼定賜國造。また粟國忌部遠祖天日鷲命など見えたり。○天詔戸山是也は阿万能乃理登也麻古禮奈理と訓べし。此山は（上より引ける）神名帳に。天香山坐櫛眞命とある。やがて天兒屋命にて。亦名太詔戸命と申し。又此神の御叔母神を阿波咩命と申にも。（此等の事は上に委く説賜へるが如し。）共に由ありて聞ゆ。さて此山の所在を。彼國人に問へども知る者なし。式に。美馬郡に。伊射奈美神社。また波尓移麻比弥神社。八十子神社あり。名方郡に。天石門別八倉比賣神社坐れば。此邊にそ非るの。よく尋ぬべきことなり。（或説には、此伊豫と阿波と相違るのみ）まて、天山やがて天出詔戸山なるべし。然らば天山めいとて、古くは天出詔戸山と正しく称へるを、天上より降著る故と思ひて、天山とも云ひ、遂に略きても云ひ習ひ來つらむを、そのまゝに風土記には記しなるべし。天詔戸山と

云ふ事天香山の因縁にゝく符るを思ひ合はべしと云り。○其山出碎而。於倭国布理就者云天香山也を曾乃也万能久陀計氏。也麻登乃久尓迩。不理都伎多流波。安米能加具也万登以布なり。これ一傳む。阿波国風土記なる由。徴に見えたるゞの如し。ちて山を天降し賜ふ例む。上に見えたる喪山。又信濃なる戸隠山め。天磐戸の落在なりと。元要記[和漢三才圖會]を初めて。物ぞも不見ゆ。また平安京の東山なる神樂岡も天磐戸の降りしなりとト部家書に見えたるを若正説ならば此に由あり。漢国にも杭州飛來峰む天竺の靈鷲山より飛來と云ひ。郁鬱山ハ蒼梧より顛掄に飛來。巫陽臺山む巫峽をり隱雲に飛し事を通證に載たり。又天山香山見西域記金山見維摩經とも云り。天山む山海經にも見えて括地志に一名白山なども云とうまた列子なる天帝の夸娥氏二子に命せて大行高屋の二山を朔東と雍南

に還置りといふことハ誰も寓言とのみ思ふなれど。若くハ傳ある事にや。○此天降就神出香山は。此ハ万葉集三巻なる鴨君足人が歌に取り給へり。又天降付天出芳來山とも詠めり。古乃安毛里都久加美能加倶也麻なり。冠辭考に。安毛利都久む。天降利都久をふ語を約めたるなり。万葉集巻二十に。多可知保乃多氣尓阿毛理出須免呂伎能可未能御代欲利。巻二に。和射見我原乃。行宮爾。安母理座而天下治賜なぞもあり。○愛畝火。與耳梨山。相諍競矣む。宇禰眦乎遠志登。美く奈志也麻止。安比安羅曾比伎をを訓む。こは萬葉集[巻一]なる。中大兄[近江宮御宇天皇]三山御歌に。高山波雲根火雄男志等耳梨與相諍競伎。云くと有を採賜へり。畝火山む。古事

記に。坐畝火之白檮原宮とある傳に云。大和国高市郡に在る山名なり。此下なる大后御歌に。宇泥備夜麻と見え。書紀欽明巻歌にも見え。推古巻に。畝傍池。皇極巻に。蘇我大臣の畝傍家。續紀に。文武天皇四年八月に。此山の樹木れ故なくして。枯たりし事も見ゆ。万葉二に。輕市尓吾立聞者。玉手次畝火之山尓。鳴鳥之音母不所聞。四に。天翔哉輕路從。玉田次畝火乎見管。なと詠り。書紀此御巻に。畝傍山此云宇禰縻夜摩とあり。神名帳。同国高市郡畝火山口坐神社。大月次新嘗。○また上巻傳に。大山積大神の由説記に此を所祭神日本磐余彦尊とあるは。信に足らず。又山西有神所奉崇全天皇とあるもいかゞあらむ。大和志

に昔在畝火山腹今遷山頂有石燈壚勅曰文明十六年造又大般若經跋曰治承二年戊子十一月書畝樋村與大谷吉田慈明寺山本大窪四條小世堂共預祭祀まさ畝火山畝樋山上方巍然特立无他山相連或物に此社な畝火明神とて。神功皇后を祀奉れるにて。歳毎の二月朔。霜月子日に攝津国住吉社より。此山の土を取て。祭を爲す例なりと云り。此ハ彼社の年中行事にも見えて。名高き事なり。類聚国史に。畝火眞人菟原雲飛宿祢浄水ちふ人見え。姓氏録皇別に。畝尾連といふも見ゆ。あり。今此山は東南の麓に。畝樋村と云あるなり。今土人は樋を濟て呼り。然れども古書に畝備字等を用て皆濁音なり。○或説に畝傍とて。童卯風の義にて。布利とハ宮風。里風などの如く其形状を云るならむと云り。○愛は。允恭天皇紀に。恒愛に此文は下に引り。欽明天皇紀に。汝命與婦孰與尤愛。孝德天皇紀に。汝愛身乎を見ゆ。土佐日記に〔を〕しと思ふ人やとまると葦鴨の打むれてこそ我は来にけれと詠る歌あり。平他字類抄に。愛をヲシム。論語にも古訓に愛をしのよみ。孟子白氏文

集等の古訓によめ为ゝよめるゞ見え又惜吝字を訓むも
元愛を思ふゝり轉れる詞にて怨恨といふも古くコヽ
ロヤムと訓れぞ元心裏惱なるなをまさ愛字字カナレ
といふも心ふ切了思ふを云ゝり悲ものまさ轉字り平加之
も心ふ良ひさるをいふを笑なむに從も轉し轉り
云ふ類などをめ或人の委く說るに從ましし。○耳梨山え。
神名帳ふ。十市郡。耳成山口神社。大月次新嘗新抄格勅符に。耳
无神一戸と有て。大和志ふ。耳无山。與新賀。北八木。石原。常
磐。葛本。山坊。共預祭祀。まさ此山在木原山上方四面田野。
孤峯森然。山中梔樹多矣。因又呼梔子山。今ハ此字天神山と云ひて頂上を
丸らのふ平坦なし。山上南面に神社ありと或人の說な
りはさ此社の所傳を聞くに式の目原坐高御魂神社二
坐と为る社ハ往古この山上ふ坐し山口神社ハ山の半
腹ふ坐なを中古合祀まし故に山を天神山と云ひ社を
天神宮を称し古來遷宮及平常の祝詞ふも高皇產靈大
神云ゝとありはさ御神體ゑ納まつまる管ふめ天神宮

を記しまさ寳永元年甲申九月正三位吉田兼敬朝臣の
祠官梨原吉久に授られし許狀ふも和州十市郡木原村
耳無山天神社云くとあれはさ高御魂神社の舊趾も今
に顯然と存せしをぞ。或人の說に此山の麓れ村名を木
原と稱すバ木と目を同音なる故了式な目原と記され
さるゝ又は村人の木原と訛記なたるう今なしてハ知
難ゝれど此山に高御魂神も鎮坐安事ハ社傳及村老れ
遺傳ふて論なし然て今ハ木原をキハラと稱ふまどそ
て同図なる高市郡越野て万葉集一說に平知野を見え
さる地なな字後世歌お玉されのこきの大野と詠る類
みて今の讀を以て強て古を論ハむえ一備に過ぬばし
殊ふ近來動もまバ叢祠を式社と僞るもたる趣なる
字十市郡七十餘村の内に目原を云地も高御魂神社ぞ
と云社も是を除きてハ有るこを無きめ示一證な備ふ
ばしと云り古今集ふみ、なしの山のくちなしえてな
がな思ひの色の下ぞめはせむ後撰集に詠人知らずう
さの野え耳無山う呼子鳥よぶ聲ざ了も答へざるらむ
のすし女三の御子耳無の山ならばとも呼子鳥何うら
聞む時ならぬ音を懷中抄にあさ人も耳无山の紅葉う
なまててふあとをきうでちしぬる又耳無川耳梨池と

云ふも有りとぞ。允恭天皇四十二年紀に。爰新羅人。恒愛京城傍耳成山。畝傍山則到琴引坂顧之曰宇泥咩巴椰彌〻巴椰是未習風俗之言語故訛畝傍山謂宇泥咩訛耳成山謂瀰〻耳。といふ事見え。萬葉集なる。藤原御井歌に。八隅知之和期大王高照日之御子。麁妙乃藤井我原爾大御門始賜而。或人云持統天皇八年十二月。清見原宮より。此国十市郡藤原に宮作りして。遷幸せるを云ふさて此藤井原を後に。藤原と改め給へるなり。反歌の題辞にも藤原とかけり。埴安乃堤上爾在立之見之賜者。宮所は香山。耳梨。畝火。三山の中間に在り。日本乃青香具山者。日經乃大御門爾。春山跡之美佐備立有畝火乃此美豆山者。埴安池の堤上より覧ハし給ふる趣にのく畝火の此みづ山とさして云ふるを。おもへバ其堤ハ畝火山に近きところをきこえたり。日緯能大御門爾。彌豆山跡山佐備伊座耳為之青菅山者。背友乃大御門爾宜名倍神佐備立有。名細吉野山者。影友乃大御門從雲井爾曾遠久有家留。高知也天之御蔭天知也日之御蔭乃。水許曾波常爾有米御井清水と見えて。或説に今その大和の国図に因て。国人に質問しその方位を尋考るに。凡香山を東ざまは。日縦の御門に向ひ。畝火山は南ざまは日緯の御門に向ひ。耳梨山は。北ざま。背友の御門に向ふる由にて。吉野山は大宮よりは。南に當ま、ぞ。名くはおぼ大山なる。西ざまの影友の御門よりし。望むに。遙に見えさるはなれまじ。宮所蹟より大凡五里ばかり隔たり。日縦日横などのこと

は別に考へさる説も有ど処せられバ今はおきぬ。四面の御門をも見渡のめでたき山々を。ぞ見る中に配當て。おもらこの事に詠叶ひ給ふものをぞきこえさる。西ちまれ見えさしまめでさき山もあらばとぞ説るの如し。かくて天香具山を。天降賜ふる事にも。はやく上に見えさる如く。天皇祖神の。天津磐境を興立て。云々也。詔賜ふ給御所爲に似さるなとは。申すまでもなくば。國造大神の。三柱神等を。皇美麻命の御守神と。鎭置せ賜ふるを。果に橿原宮に。初國治看し天皇の。天皇祖神の。大御教に因て。彼山をも御祭具を執らせ賜ひてこそ天下を盡て鎭平賜ひ。終に大三輪大神の姫神を。大后と定め賜ひ。崇神天皇の大御世に。神器の御代物を。此山ゆ取て。造らせ賜ふるなどの情状を。熟察觀奉るに。此三山の三所に。かく謂ゆる鼎足の形なして鎭在るは。あなに小縁の故をも聞えば。決めて。天御量に因れる繼契ならむを恐るれど。想像奉らるぞのし。皇京の御鎭とある事は。早く縣居大人も説れ或人も此天皇の荒振る者ぞも撥向け此山の遠からぬ辺を大宮所と定め給へり御代々の大宮所は大概此山の彼方此方にして大御稜威八紘に及びたまし事此香山の由緒にて霊妙なるをも霊妙なる御事になむ御坐すると云るは寀に然る説になそちれば件歌も。上代の神語を傳ふて詠出さるにもあるべく。元明天皇紀なる。和銅元年二月戊寅の詔に。平城之地四禽叶圖。三山爲鎭。龜筮竝從。宜建都邑。を宣ひて。平城

宮を營賜ひ。類聚國史なる。桓武天皇。延暦二十四年。十二月丁巳。勅に。大和國。畝火。香山。耳梨等山。百姓任意伐損。國吏寛容。不加禁制。自今以後。莫令更然。と詔出しき。此天皇等の上ッ代の古事に徹心を用ひさせ賜ひし徴にも。別に記奉る物あり。かゝる古傳を重し賜ひての御舉を聞ゆるにも。思合せ奉るべし。○相諍競矣き。安比阿良曾比伎なり。万葉二巻に相競。十巻に。相爭。十六巻に捐生格競など見ゆ。なほ下に云べし。さて此妻競きも。皆山魂の神の所為なる事。上に說賜ひし。國魂の神等の事に。また下巻なる百四十六段。百四十七段に說れたるを見るべし。相比て知るべきなり。万葉集九巻に。二並筑波乃山云々。男神毛。許賜女神毛。千羽日給而。まなる男神尓雲立登りも。三巻に八朋神之貴

山とも詠るに似遁さる云状ありと或說なり。また師翁の此歌に因て。常陸風土記の彼山東峯條に謂之雌神と有しを。脱せりとて。襧坐るを。枕詞燭明抄に引るにて。宗にかくあり。又肥前國風土記に。杵嶋郡杵嶋峯の事を。坤者曰比古神。中者曰比賣神。艮者曰御子神と記せるをも察合すべし。さて或人。香山の状ハ云々として論へる說なども聞ゆれど。現さに打見たる形状に附て。このかくまに論ひなるもき。未しきの俗見なること。三神山餘考に委しく論ひたるを見て知るべし。或人め早く。京畿辺の山ハ婉姿さはなが多く。西國東國の辺界にハ嵬嵎まが多しとも云るをや。

○爾時出雲國阿菩大神き。曾能登伎。伊豆毛能玖爾能。阿保能於保可美なり。此以下も播磨國風土記なる揖保郡。越部里神阜條の文を採賜りなり。此大神き二典き更なり。彼國風土記などにも見え給きなぞ。師說に燒太刀火守大穗日子命にやとあり。或人。此國餝磨郡に。英保郷安母と。和名抄にあるを。大神に

由ある地名ならむと云れど。其は風土記に。伊豫國英保村人到來居於此處故號阿保村とあれど信らまバ大和伊賀國にも阿保ちふ地は有也此大神の事は上百一段また赤縣太古傳三五本國考に委く見え賜へり。○聞三山之相鬭而ゟ美都能也万乃安比阿良曾布登支古志氏と訓べし。相鬭とは。或說に云。下に引る舒明天皇御歌に。耳梨山與相之時ぞある相に全く。相戰ふ事を云ふ。鬭字は字書に。爭也交爭也。神武天皇紀の大御歌に。愛瀰詩を毗儺利。毛毛那比苔。人は云へども。手向ひもせばぞある毛ゝ那比は。百の相は約にて。呉藍をクレナヰと云に全じ。和名抄讃岐國香川郡の鄕名百相毛ゝ奈美を訓るも毛ゝ奈比を訛れるなり。彼一人に。百人は相なりと。世人は云ぞも。手向ひもえせばて。誅されぬるを嘲笑る

意なり。又神功皇后紀に。野伊徒姑奴地伊弉阿波那和例波。と唱へる。伊弉阿波那め。率將相ふて。此の相と全言なる也。角力に召合といふも。諸國より力士を召て合せらる由なり。職人歌合に我恋は。薩摩の氏は長ゟまやら片手にざにも合ふ人のぞ戰も敵合なるべし。其他立合。合手などいふ類ゟやあり。准へて知るべしと云ひ。或人又毛詩に肆伐大商。會朝清明注に。會朝會戰之旦也と云れば。漢國にても戰を會とのみも云り。これ凡て。天地を初めて。國々及万物にぞ。雄雌あるなぞれ。其大元を申せば。天皇祖神二柱の大御身に肖て成れる故は。已上御國産段及太古傳などに委く說まかく相爭ふなと。帝王編年記なる古傳に。夷服岳與淺井岳相競長高。淺井岳一夜增高。夷服岳怒拔刀劒殺淺井比賣之頭。墮江中而成江島と見え。近

くら長尾輝虎が。越後国春日山の城中にて。大石の戦ひて。砕散し事を和訓栞に記せり。（のら国にても。水の戦へる事有ことを思ふべし。それ明人謝肇淛が五雑俎に。水固常有闘者春秋書穀洛闘毀王宮竹書紀年載洛伯用与河伯馮夷闘また宋史五行志を引て。高宗が紹興十四年に楽平県なる河水と里南程家井水と杉墩に闘ふとも説海を引て。貴州普定衛に滾塘寨開蛙池といふ二水の闘へる事を記せり。これを洛伯を郭璞が水経注に洛水之神と云ふを非として帝芬時の諸侯とせるに。肇淛清徐文清等も雷同せしぞ。例の儒見にて論ずるに足らず。）さて二山こそあれ。三山をも互に闘ふといふ哉。訝思ふ人もあらめど。此は決めて。耳梨神の。強て挑さるを。畝火神の怒りて。香山神と共に。相拒むと此所為なりけるを。播磨国風土記（託賀郡條）に。氷上比売命ちふ神を。讃岐日子神の挑しを肯ざりしに。強て挑しかど。比売神の太怒て。建石命を雇て兵を起て。相闘しに。讃岐日子神負て逃去しといふ故事に思合せて解るべし。（或人は。めと耳梨神は畝火神と娶坐むと説るは。神代に有るべき事をも思はまじ。そは男こそあれ。女をして。その出雲大后神の汝ならずて夫はなし汝をおきて。つまはなしと詠賜へるぞ。神随の道にて。万葉集なる蘰兒櫻兒また蘆屋の宇なび少女なども。二夫を得る事を恥て。命をさへに失へるをもて。察辨ふべくなむ。）○欲諫止而は。伊佐米也。米万久於母保志氏を訓むべし。諫は。類聚名義抄に。（イサム。イサノフ。アラソフ。イマシム。）新撰字鏡に。諫勇也。正也。伊佐年諫上同。色葉字類抄に。諫（イサム。イマシム。）字鏡集に。諫（諫同。ハカル。ノブ。タバス。ハカリコト。アラソフ。カザル。サラニ。イマシム。イサメコト。イマシメコト。イサム。ヲシム。ヲシフ。フサフ。）平他字類抄に。諫（イサム。）また辭。（垂仁紀）止。（雄略紀）

紀、また文選に、虢谿半漢沛、艾などをもろ訓めり

また儀式帳に。禁断幣帛とある解に。天武天皇紀十年四月に。禁式と有るも古くなり。伊佐米乃能利とよみ。又同紀制をも。伊左米とよみたり。万葉集九巻。嬥歌会長歌に。牛掃神之従来不禁行事叙。とあり。不禁を伊佐米奴とよみ。同十六。竹取翁長歌に。庭立任退莫立禁尾迹女蚊とありと。おきも禁を伊左牟とよめり。伊勢物語眞名本に。戀しくば來ても見よかし。ちはやぶる神のいさむる道ならなくに。と見え。おいにも禁を伊佐牟留とよみたり。諫をも其意通へり。源氏物語浮舟巻に。かやすくかとひ給ふべき道ならねど。神のいさむるよりもこよなし。又朝皃巻に。なべてこそあれ哀ばこの世をとふらふに。ちはやぶる神やいさめん。常夏巻に。うたゝねは。いさめ聞ゆるものを。總角巻に。なやましうてむらいなるを。あらはになどいはめてといふも全じを見え。士清説に。諫諍め勇也をも注せり。率ぬと義通へり。字鏡に。率はさし佉を勸於人也と注せり。歌に。伊駒山いちはや峯ばをも續けるも。駒の勇むる意なり。紀に制字。万葉に。禁字を訓るも。意通へり。と云り。豊前国。京都郡。上毛郡に。諫山郷ありて。和名抄に見え。夫木抄に。東道のいさめの里をも詠り。止は上百卅六段に。令語止而をなり。万久云くら。上十八段に。欲相見而。まさ卅二段に。更求生乎と見ゆ。さて此故事を按ふに。神代より。邪惡なる行を諫禁て。正き善

方に誘導くを美徳と爲るよしをいと明白なりける事。或人の上代ゟ諫争など云ふ事も曾てあらじとて論ずるも餘り偏固し。そは天御神等の御誨語も。即禁戒にて。自ら諫諍の意に通ひて聞ゆるをや。○上來出時。到坐播磨國は。能褒利伎麻世流登伎仁。波利万乃久仁尓伎麻志氐なり。上來坐とは。出雲大神段にも將上坐倭國而と有に全く。大倭京にての語辭なれぞなし。播磨國は。古事記孝靈天皇段に於針間氷河之前。居忌瓮而針間爲道口云々ぞ見え。國造本紀に針間國造。志賀高穴穗朝。稻背入彦命孫。伊許自別命。定賜國造。まゝ針間鴨國造と云もあり。古事記孝靈天皇段に針間牛鹿臣。開化天皇段に針間阿宗君なぞ見ゆ。姓氏錄に。佐伯直景行天皇皇子。稻背入彦命之後也。男御諸別命。稚足彦天皇諡成務御代。中分針間國給之。仍號針間別。男阿良都命。一名伊許自分命譽田天皇。爲定國堺。車駕巡幸。到針間國神崎郡瓦村東崗上。于時云々此文を空海傳に引たるは。大足彦忍代別天皇子。稻背入彦命之後也。孫阿良都別命。男豐嶋。天萬豐日天皇諡孝德御世。賜佐伯直姓矣と見えて。今本を異なり。因て按ふに。上に引る文の次に。即賜氏針間別云々謂君也とある下に。此孫阿良都命。男云々とある二十六字の脱たるを。幸に此傳に存するにぞ有ける。此傳ぞ見え。白國氏系譜に。此譜は彼國の氏人の持傳へたる物にて。珍き事も往々見えたり。稻背入彦命。命母皇妃曰五十河姫。命父天皇有八十之子。仍配封于諸國。稻背命封于針間國。仍娉庸波那之地。造宮而針間國別之始祖也。なと御諸別命を入彦命の御子に系て。成務天皇配分針間國給之。雌鹿間野造宮居をなし。娉庸波那も。全譜を仁德天皇紀に

因る事玉代といふ地なるは詳ならず土人にもよく問正すべし。かくて播磨をも云義也。記傳にも引れたる如く。風土記に。萩原里。土中中。右所以名萩原者。息長帯日賣命。自韓國還上之時。御船宿於此村。一夜之間。生萩根。高壹丈許。仍名萩原。即闢御井。故云針間井。其處不墾ば。さ仍萩多榮。故云萩原也。此上にハ脱文あるべきなり。とあるに起るならむと誰も思ふ事なれど詞林採葉抄にありけり。上件の傳をも字案へば。なほ上代より有りし稱なるべし。それ故よしは詳ならず。後風土記にも。所以號播磨者。所造天下大神。大穴持命。與少彦名命。巡行天下御之時。到座此國。如張弓國也詔給。故云張濱之國。今云播磨之縁也。色葉字類抄に。播磨國。垂仁天皇御宇。始造此國號也。歴代皇紀。皇年代略記。皇年代私記。紀州本皇代略記にも。此時造播磨國。なれど何れまど共にいかゞあらむ。或說に。神功皇后の此沖を過させ給ふ時。雨の晴間よと詔けるより名づくと云も信がたし。○聞闢止而は。阿良曾比也武登伎可志氏なり。此は香山神乃戰克ち坐てにやはさ媒人ありて。耳梨神と和睦て。終に畝火神に娶坐る故にぞ有るべし。或說に此は香山神の耳梨神に讓坐て。戰を止めたるなりと說るはいと物遠し。○覆其所乘出船而は。曾乃能良世利志。不禰遠不世氏と訓む。即天磐船にて。又天浮橋をもいひ。漢土にて提羽雲車はと乘蹻の術とぞ云ふ由委き師說あり。皇神は乘坐す。天上にも昇降り。或は遙に荒外にも。往還賜ふ船なり。此も百三十七段の傳に詳に說賜へり。さる哉或說に案へ其質は無き物にて神等

と大虚の空氣に乘賜へる事と云にして全風土記なる八
十橋は事とも證としさて益氣里と稱ふも字の如く氣
の盛に伸びて天に連りて往來の橋と成りて在りし傳へぞと
説へるは古く天香來山布留里等の字に因りて説へる類にて
餘なる妄説なり其は彼記に益氣里土中上所以號宅者
大帶日子命造御宅於此村故曰宅村と有を見ても知べ
し。○坐出地號神阜は麻志々登古路遠可美能遠可登以
布なり。また可美遠可とのみ呼ぶ人もえ知らず全記中に
鹽阜は又御立阜松尾阜殿岡佐岡船丘波丘琴丘
などいふ地いと多かり。或説に云闘諍止ぬを聞賜ひ。即出雲國に歸
らはく思ほしねまぞなほ御心めとなく思食す事無ずよ
しも御座ねで。乘賜へる舟を覆せて。御座所として。留居
賜ひしなり。かく神阜と負せたりとあり。阜は新撰字鏡
に。坵また陵も。乎加と見え。岳も和名抄に。訓與丘全と有

り。記傳に袁加此本語ハ袁なるに加字添たるにて加え
處は意なりと注はまた岡字も訓て尾處の義
ぞと或人説なり。○阜形似覆は遠加能加多知。布世留賀胡登志
にて。師翁ハ仙覺抄に神集云とあるに依て文字成賜
ふれぞ今を近頃世に顯またる右大臣藤原實隆公
の謄賜ひし風土記にかく有に因て改めるなり。不世え。上天磐戸段に。宇介不
世氏と見え。出雲風土記なる。仁多郡布勢郷條に。郡家正
西一十里。古老傳云。大神命之宿坐處也。故云布世。神亀三年改字布勢
といふ傳あり。和名抄にも全郡全郷見えて風土記鈔に上布勢下布勢前布勢佐白八代中村等也と注せり。万葉集五卷に。布勢伊保能麻宜伊保乃内尓。九卷に廬
八燎須酒師競に十六卷に可流羽須波田廬乃毛等爾とある本
注に。田廬者多夫世反と見え。河海抄に引る類聚國史に。承和二

年六月條に。建布施屋。備于橋亭。格文にも布施屋二處右造立美濃尾張兩國堺墨俣河左右邊はさ元慶四年條にも。建布施屋。なぞ記さま。まさ古今六帖に東屋のふせや板間れあはぬなども見ゆ此ハ臥屋れ義にて賤屋の卑き狀を云ふと士清說ずされ又手して物多度るにも新猿樂記に長八寸太四伏と云ぞなれ有ぞし。古今集歌に橫をめふせるけやの中山。一本にはさやると作ぞ。わぞいと多かり。此は御舟を覆て。御供神も共にわしばし留坐まし。後に阜と化れる由なぞ。上卷第五段なる天沼戈の後は。小山と化るも見えしは更なり。はさ全風土記全郡林田里條に。大汝命。少日子根命。云々。稻種積於此山。山形亦似稻積。故號稻積山と有るも。ちく似さはまとわりて此阜の在處えいおくならむ。

今越部庄にはる地名は無きにや。能探ぬべし。或人の此字印南郡なる生石村石寶殿の辺なるカツミと云ふ處に在石船なるらむと云へるハ地理違れぞ凡て信ずべし。はて上に擧さる。中大兄命。大御歌の次に。神代從如此爾有良之。或人云如此とハ此樣にといふ意にて。今人の嬬爭ふ事を指給へるにて此より神代へ反して今新に始まるにはあらず神代ちぞして。このやうに有るらしきなり。良之とは慥にハ知らねど大概その事れ察知らるゝをいふ辭なり。古昔母然爾有許曾。或說云然とはさやうにといふ意にて古昔の事を指て宣ずるなり。有こそは有まバ許曾の婆を省るにて。此辭一首の眼なり。上にえ良之と押測りて宣ひ。此すハ決めて宣るなぞ。虛蟬毛嬬乎相格良思吉。或人云空蟬毛は現存れ身と云ふが如し毛ハ古昔にえ對ずて宣ふなぞ。まさ万葉に空蟬も打背見又假字す鬱膽宇都曾臣宇都世美なぞ書て。宇都志美と書るは一もあるまぞ。宇都思の思を轉さるにハあらで。聊意味ある語なるべし。古事記に宇都志意美とあるを切れバ宇都曾美せは成れり。

らしゞの吉ハ俗ふ伊せ云ふ全じ良思吉を次けさるゝ推古天皇大御歌ふ於朋企弥能菟伽破須羅志枳と見え許曾を云て吉と結る例仁德天皇紀よ虛呂望虛曾赴多弊茂豫者天智天皇紀童謠よ阿喩擧曾播施麻倍母曳岐まさ万葉等を引て委くいひて御歌意む播磨み於そし坐て彼大神の止給むと來坐おる地よて三山の競ひみ事を思出て神代以來ある例故よ今人も嬬を争ふなら志然まバ今人のおもなしらぬふもあらば古ちめれ習よおそと御心抔むて今までの御疑を晴け賜ひし由ありをいひ或説よ此天皇の御弟天武天皇と額田女王の故よ因て御間の良ゞらざるゞいうでゐれ昔の阿菩神れ如き人の出來て御中執持て諫和奉る人もぐなと思看て諷牙て賦出ませるれ已せ論へり播磨国よ幸行てれ御製ぞと説るゝいうのあらむ知らねど家ふさる説ぞもあ已。

反歌。高山與耳梨山與相之時。立見爾來之伊奈美国波良。

おも或説よ相む合戦ふて立て云ゝせゝ大神の出雲国を立ろありて大和国よ至て見むとて來給ひあをいふさて一首の意む此二山の雲根火の女山を得むせてのく相戦あ時よ其戦を諫めむとて已ざ〳〵出雲国を立て彼大神のおはし ゝグ其争止ぬを聞召て止らせ賜ひし印南国む此處ぞと宣牙るありと云已印南む風土記よ一家云穴門豊浦宮御宇天皇與皇后倶欲平筑紫久麻曾国下行之時御舟宿於印南浦此峕滄海甚平風波和靜故名曰入浪郡と見えさまぞ阿菩大神の故事ハ更あ已風土記大帯日子天皇の御事迹を擧たる處ふも印南別孃まさ印南川おぞ見ゑまバ甚古き地名あるゑ其起因を記せる本説れ関て傳らぬむあさらし記傳日代宮巻云和名抄ふ印南伊奈美郡あり是あ已万葉三よ稻日野又稻見乃海四了稻日都麻浦箕乎過而六ふ神亀三年幸於播磨国印南野時云く八隅知之吾大王乃神隨高所知流稻見野能大海乃原乃云ゝ此外よも歌多し續紀廿六ふ播磨国賀古郡人馬養造人上欵云人上先祖吉備津彦之苗裔上道臣息長借鎌於難波高津朝庭家居播磨国賀古郡印南野云ゝ伏願取居地之名賜印南野臣之姓云ゝ此よ賀古郡印南野とあるは此野む印南郡ゝり賀古郡ふも渉る地なる[illegible]しせあ已或人も此よ依て印南郡む東ハ賀古西は飾磨郡ふ接て南海了向る地なまバ稻見野の大海原せむ其野の大海よ接る如く見ゟるよ因ていひて其海辺せなる藤江浦多云と聞ゟ藤

江は和名抄明石郡に葛江「布知衣」とある地にて今もなのいふ海里なりと云ひ播磨名勝志に印南野東西之間二三里乎謂從此東明石辺也或は古は赤石加古印南三郡を明石国と云り然ども云へり今昔物語集に西国より脚力にて上ける男ありけり夜を昼に成して只獨上ける程に播磨国の印南野を通けるに日暮にければ可立寄所や有と見廻しけれど人氣遠き野中なれバ宿べき所もなしといひ長谷寺霊驗記に應和二年十月廿六日從五位下小野武古播磨国印南郡を過けれバ北山より威勢もゝしげなる僧一人來て卅余町許山中に伴入て盗人の欺殺さむと謀れる事を記せる印南を刻本に官南をあるとも必誤れり後るがら足利氏此嚴嶋詣記に印南野と云て遙に押離れて四方に限なく淺茅のれ渡りて漸下もえ出るめいを興あり。など見えてげにも揖保郡をり彼三郡辺を挂て此大名なりし故にのくら詠せ賜ひけむ。国原をいはゞ舒明天皇御製に国原波煙立龍と詠賜へる如く見渡し廣ゝと打開けしと添状多云と或人の說るが如し　ちる戕新歌林良材集に。十市郷に。一人此女有けるが許に三山の靈男に化して通ふ故に。互に相爭ひて。戦ふ事止ねば。こゝに阿菩大神。三山の戦ふを聞て。云和めむとて。播磨国に到る時。香山。耳梨山此二山戦負ぬ。彼女。畝火の山神に取られぬ。因て国にかへり給へりと有て。本文此故事と。十六巻なる。鬘兒の事と混訛せる。異傳ありて信のなし。或は三山闘といふに附ての附會の。はと今昔物語に。箸墓及武藏野の故事を混傳へる類にこそ有けらし。さて玄道が産土なる伊豫国喜多郡出石山と云ふに。昔大水出て荒び闘ひたる由聞傳ふと父道正が五雜組を見て話せる事ありけ。さて件山と熊野大神の鎭坐るを空海僧が例の佛寺を作りて今に觀音祠もありいと神々しき山なれバ或人ハ矢野神山にやをも說りの又尾藤氏が靜寄餘筆に記せる如く此を東に二里許もや距らむ神南山と相對峙て聳立有りそまに古ハ決めて神奈備山と呼れむなと論なきを。昔手間天神坐りとて近辺に御社もあり。世に此二山を昔大人

の朸もて荷來ぬと云と傳りて今に出石山下に其足跡といふを存り此は風土記の傳へ然れど本文に稍類たる状ちりなれば因にかくなむ

於是天津日高日子番能邇邇藝命。遊幸笠沙御前之時。於麗美少女之遇。問汝者誰女耶則。答白之。大山津見神之女名木

花之佐久夜毘賣也白給矣。亦名豐吾田津比賣。亦云神吾田津比賣。亦名鹿葦津比賣。亦云神吾田鹿葦津比賣。亦名櫻大刀自神。復問汝有兄弟乎則。我姉石長比賣在也白給矣。爾詔曰。吾欲目合汝者奈

何詔則。吾不得白吾父大山津見神將白云給矣。故乞遣其父大山津見神。出時。大歡而副其姊石長比賣而。令持百取机代之物而奉出矣。故爾其姊者。因甚凶醜。見畏而。返送給而。唯留其弟木花之佐久夜毘賣而。一宿爲婚焉。

一傳云。皇美麻命。到坐吾田笠狹之御碕而。問事勝國勝長狹神。曰。其於秀起浪穗之上。起八尋殿而。手玉玲瓏。織經之少女者。誰女子耶。答曰。大山祇神之女等。大號

磐長比賣。少號木花開耶毘賣白矣。因皇美麻命。幸木花開耶毘賣而。一夜爲婚矣。

笠沙御前は。上に吾田笠沙之御碕と見えて。其所に注せり。御紀の一書にも。多々に遊幸海濱とも見えたり。○於麗美少女之遇は。記文に。遇麗美人とあり。師云。加本余伎袁登賣能阿幣流爾と訓べし。是雅言の格なり。近世には。かゝる處は。美人尓を云例なれども。雅言ハ然らず。美人尓と云をもハ。此方より美人に遇なり。美人遇また美人之遇なるを云ときは。其美人の方より遇ぬるか、まだ尓てふ辞のあるを無なとは。此と彼との違ひあるを何なれ

なれども。雅語には。凡て尓とは云ず 万葉十三に。裏觸る例なり。左にあまたこれ擧るが如し。而妻者會登人曾告鶴。妻者と云も。妻之會なり。古今集春部の端詞に。志賀の山越に。女の多く遇りけるに。伊勢物語に。宇都の山に至りて云く。修行者遇たり。拾遺集また六帖。伊勢の歌に。散散らず聞まほしきを。故郷の花見て還る人も遇なむ。されど有るを以て心得べし。妻者と云も。妻之會なり。人もを云め。人の遇なれ年ぬり。忠見集に云く。道に知りたる人あひて。兼盛集に。旅人いくあひざに然る人あひたり。赤染衛門集に同な道に恥かしげなる男のいまだ逢たりしが云く。後の物なむら。宇治拾遺物語にも。道に狐のあひさゞりるを。はさ与佐の山に。白髪の武士一騎あひたりしなど云ひ。徒然草にも。細道にて。馬に乗たる女の行遇りけるが。云り。其頃までも云ざまを失たげりしなり。凡て道なをふして。行遇たる事を

ば皆如此云へり。然るを近き世には其に遇と云ことになれるは。漢文よみより轉れる物なるべし。漢文にては。遇字上に在て。返りてよむ故に。尓とよみ傚へるなり。今此記などにも。遇字を上に置るは。漢文の格に依れるなり。輕嶋宮段の大御歌に。許波多能美知迩。阿波志斯袁登賣。若櫻宮段の大御歌に。淤富佐迦邇阿布夜袁登賣。これらの遇も。袁登賣の方より遇にて同じ。袁登賣に遇給ふと云意にはあらず。けて麗美をかほよきと訓は。万葉十四に可抱與吉も見え。書紀に。麗はし美麗はし艶妙はし容姿麗美などみな然訓り。前にも思ふ由ありて。ウルハシキを訓されど。今も此師説に従へり。○大山津見神之女。師説に。こは何地にましし。此神の鎭坐社の御靈の現壯士に化て。婦人に婚て。生賜へる御女なるべし。大三輪神の麗壯夫に化て。娘子に通給ひし類なり。と有れど然には非ず。こは大海津見神の御女豊玉毘賣の類にて。其本體の直の御子なり。其は筑紫の高千穗宮に御坐せる。三御代のほどは。顯絡なほ分くしからぬ間なればなり。○玄道云。宲に此師説の如くなほ神武天皇の御世は更にて。神功皇太后の御政摂白させ賜ひし頃までは。さる状に聞ゆること別に記せる物あり。又皇国のみならず。から国もしか有りしこと。国語史記等を証して。大扶桑国考に。辨給へるが如し。◉木花之佐久夜毘賣。名意。師云。木花は字の意の如し。佐久夜は。開光映の伎波を切めて加なるを通はして久と云なり。若子を和久碁と云ふ類なり。けて光映を波夜と云て。上なる下照比

賣の歌に。阿那陀麻波夜とある。波夜の如し。かくて。万の木花の中に。櫻ぞ勝れて美き故に。殊に開光映てふ名を負て。佐久良とは云へり。夜を良と横通音なり。小兒のいまだ舌のえゝくも同ゞらぬほどの言には。良理流礼呂を。夜伊由延余と云て。櫻をも佐久夜と云ふ。これ自づから通ふ音なるぞをり。さて此御名も。庭つ鳥かけ。野つ鳥きゞしなどの例として。直に木花の櫻を云ことゝもはゞかれど。なほ開光映の意に云るなり。もし即櫻ならず。佐久夜は花之栄まさ木花之阿摩比などゝ云處も。直に如下に如木花之栄まさ佐久夜之阿摩比とこそ有べきに。然は佐久夜之あらぬは。此佐久夜は花名には非るが故なり。されば此御名も。何の花とはなく。たゞ木花の咲光映ながら。即主と櫻花に因て。然云なるべし。稍後には。木花と云て。即櫻にせるもあり。古今集序の歌に。難波津に咲や木花と何

る。是なり。これも何の花となく。たゞ木花ともはゞかれど。然には非ず。また梅花とはるは由なし。其は冬隠り今は春べと〻云語を。あしく心得て。をしあてに定めたる僻説なり。然るを其説に泥みて。此の御名の木花をさすに梅なりと云説は。いさゝ云ふも足らば。はた万葉八に。藤原朝臣廣嗣櫻花贈娘子歌に。此花乃云く。和歌にも。此花の云く。とゝめる。是は贈る花を指て。字の如く。此花と云へる物ながら。櫻を木花と云から。其を兼たりげに聞ゆるなり。然ていとよ後には。たゞ花と云ふぞ。もはら櫻のことゝなるめ。其も自づから上代の意に叶へり。○玄道云。いと古く神社と申せば。大三輪社を申し。中昔まつりとハ。賀茂祭をいひ。山とは比叡山をいひし如く。花とのみは。櫻を稱しことを鈴屋大人説に。源氏物語の若菜巻に。梅の花を花のさかりにおらでも見ずや。と云ることあり。梅の花も花なるともそきに對して。櫻を取紛て花と云へり。とあるにて。おるくのら図にて。牡丹を専ら花といふ事も類さるハ大扶桑

国考に見えざる師説と、考へ合するに、
おぼろげならぬ、ものこそ聞ゆれ。○豊吾田津比賣神
吾田津比賣。御名義は。神豊ともに。例の美稱なり。吾田は。
記に阿多とも書き。地名。和名抄に。薩摩国阿多郡阿多。
是なり。笠沙の御前やがて此地に在り。故上文に。吾田笠
狹之御碕と有り。かゝれば、大山津見神の、此間におはし坐しは、此辺の山なりしか、若くは別所に坐しけれど、佐久夜毘賣のみ、此地に坐しませるか詳ならず。○鹿葦津比賣。名義いまだ
思ひ得ず。玄道云。和名抄に。石見国に鹿足郡。鹿足郷もあ
れば。此も地名か。けれど案ハ神名なり、地に負せるにや、其本末は知がたし。さら仁明
天皇紀に。承和十年五月に。美濃郡を割て。美濃。鹿足二郡
を立られし由見ゆ。鄰郡に。神稲また櫻井などいふ郷あ
れも何ならむ由ありげに聞ゆ。また或人は鹿足とは即
笠狹の轉語なりとも說り。此說も捨がたし。○櫻大刀自
神。名意下に云べし。○兄弟は。此は波良加良と訓べし。ネ・レロドを訓むと記し。
○姉は。和名抄に。爾雅に云。女子先生為姉。女兄。
和名阿爾なりと有り。○石長比賣。石長は。伊波那なりも。伊波那
賀とも訓べし。下なる宇氣比詞にある如く。堅石常石に
長久なる由なり。ハナなを訓べき證なり、下に引べし。○目合は。麻具波比と訓
べし。此言の事は。上に注せり。第八十三段の傳見るべし。○吾不得
白云くは。師云。上の建御雷神の問給ひしに。大国主神の答へ
に吾者不得白。我子八重言代主神是可白と有ると同じ。

此は殊に父の心に随ひ給ふことを然も有るべし。○乞遣は。師云。許比爾都加波志を。訓べし。（コヒツカハシを訓はわろし）○副手。師云。並而てを云むが如し。黒田宮段に。二柱相副而。また明宮段の大御歌に。伊蘇比袁流迦母。續紀三十に。歌垣は處に。男女相並分行。徐進歌曰。乎止賣良爾。乎止古多智蘇比云々。これらも皆同じさまに並び配ふを。蘇布と云へり。（世の言に。夫婦にて在るを。某と曾布と云も同じ。されば此も。木花之佐久夜毘賣を主として。其に附副る意にハ非ず。副字に拘はるべからず。）○百取机代之物。師云。百とは其數の甚多きを云へるなり。必ずしも百に限れるには非ず。書紀には。百机とのみあれども。此は机の數を云にハ非ず。机に置物の數百取なり。（また私記に。百人共挙一机。言其高大也と云へるは。殊にいみじきひが説なり。）取を。神功皇后紀に。荷持田村。荷持此云。能登利と云る持の如し。机は坏居にて。（使須は久と切まる。）飲食の器を居る由の名なり。和名抄に。唐韻云。机案屬也。和名都久惠となり。坏居を本にて。ばさ文書具に。書案。俗云不美都久惠。これを見せ。坐臥具に。几和（名於之万都伎をもなり。於之万都伎は。押坐几の約まりさる名にて。脇息の類なり。さて古書にハ。字は案几机なれど通ハし用ひて。皆坏居の意なり。）代は崇神天皇紀に。倭国之物實。物實此云望能志呂とあるは實にて。何にあれ其物を指て云。机代は。机に居る種々の物なり。禮物を。祝詞に禮代と云るも是なり。（今世に。代物と云言。此によく叶へり。）さて此禮代を。出雲国造の神

賀詞には。禮自利を爲流を岡部翁の考に自利ハ。志流志
の約まれる爲也とあり。然れば志呂もめを其意にて。其
と現はさる物を云るにて。灼然れど云志呂と同じ。志流
志を志呂志と同じ。社・御船代・御樋代の類。また苗代
などの代も是なり出たり。又物の代
ぞを云も。是なり
轉れるなぞ。貞觀儀式また臨時祭式に。鎭魂祭條に。大
膳職造酒司。供八代物。其品目は。大膳式。造
酒式に見えたり。遷却崇神祝詞
に。横山之如久。八物爾置所足弖奉留。れぞを爲り。是らの八
字は。几を誤れるなり。八物を。岡部翁の。ヤトリノモノ。と
訓まさるゝ。誤れるなるを。考ずら
まざりし
なるなり。神代紀。保食神段に。夫品物悉備貯之百机而饗之。
万葉十六に。高坏爾盛机爾立而。大神宮儀式に。御饌奉机

二具なれど同じ。孝徳天皇紀に。兵代之物。草代之物。など云
なと見えたり。又續後紀一に。出雲國造
奏神壽時に。献まる物の中に。倉代物五十荷とあるを。臨
時祭式に。御贄五十舁とあると。同物と聞えたり。置座に
置く物を云るにて。即机代之物を同じ。るべし。又大神
宮儀式に。机代貳百拾前。また机代七十一前などあるハ。
机の代なると云意もて名けたるなり。
さる。一ツ器の名にて別なり。さて今如此て獻流る。聟取の
禮物なり。穴穗宮段に。天皇爲大長谷王子。大日下王の妹。
若日下王を聘ふ爲賜ふに。大日下王恐隨大命奉進云々。
を白して。即爲其妹之禮代令持押木之玉縵而貢獻を爲
り。○奉出は。師云多弖麻陀志伎と訓むべし。伎は例の辭な
り。書紀に。奉遣。十四の十四丁。十七れ十九の二十七
二丁。二十四の一丁。遣。十四丁。奉。の十
八。遣。十九の九丁。奉施。三十れ。頒幣帛於諸神祇。二十九れ
丁。三十二丁。十四丁。三十二丁。

類聚国史。天長四年十一月。告柏原山陵詞に。云々。差使天。
奉出須止申賜布狀乎。同五年八月。祭北山神詞に。禮代乃
幣乎令捧齎天獻出事乎。續後紀。承和三年五月宣命に。云
云令捧持弖奉出事乎。同八年五月宣命に奉出狀乎。同六
月宣命に。奉出此狀乎。嘉祥三年二月宣命に。云々。差使天。
奉出須此狀乎聞食天。三代實錄。貞觀十八年五月宣命に。
差使天。聞江奉出之賜不。元慶元年六月。渤海国使に賜ふ。
太政官宣詞に。彼国王此制爾違天使乎奉出世利。など見
え。万葉に。奉四の三十七丁。十一の十に五十八丁。奉有二十丁。藤原高光集に。忠
清に右衛門督。五節るてはべし賜ふに。云々。おきれに入き

てるてはごれとる。云々。とぞ見えるなり。貞觀儀式。奉山陵
幣儀の處に。貴所稱獻出。凡所稱奉出とあるは。文字は議
なり。續紀三十四の宣命に。歡奉出祁波。三代實錄三十一了。奉出流。これらは。マダスとも訓みたれど。餘の奉出をも。皆タテマツルと訓むべきかとも思へど。上に引る宣命どもに。奉出須。また奉出世利れども書きされど。然らず。ちて又万葉二の詞に。奉入哥。祝詞式に。齋内親王奉入時。また天長五年の宣命に。大神御杖代止之弖奉入多留。これらの奉入は。タテマツルとよむ外なし。さて出を入とは反對なれどまた同意にある事も多し。参出を参入と同じき如し。然れど奉出も奉入も意ハ同じことあり。奉出ちて麻陀須と云言は。万
葉十五に。麻都里太須可多美乃母能乎。とあれば。麻都理
陀須の省言れるべし。岡部翁も此万葉の須を。流の誤ならむと云きおれど。然うも非ず。太も必濁音の假字なり。然らば奉出を。直に麻都理陀須と訓べきが

如なれど。猶も然は訓はじ事なり。（万葉二十長哥に。遣使御門之人毛と有る訓）は非れど。此遣使ハ必ツカハシと訓べき處なり。此外も麻陀須をば。おほらかの古言と心得て。遣字を。凡てみどりテマダスと訓るハ。皆非なり。麻陀須は。奉ると云意なれバ。敬ふ處より遣す事ならでは。云ぬ言なり。○甚凶醜は。師云。伊刀美爾久伎を訓べし。岡部翁はシコメケルを訓ませれどいゞ。の神武天皇紀に。大醜此云鞅奈灑爾句と見え。玉垣宮段に。其弟王二柱者。因甚凶醜返送本土ともあり。玄道云。上百三十一段に挙られし。伊豫国三島社の枝社に。此神を祀て。安奈婆社と申すあり。て古く人壽を守り賜ふと云傳ふる由なるは。能師説に称るに就て案ずるに。安奈婆をば若くハ大醜と云ふの約りて。江家次第に。安奈米といふ詞あるも。その轉語りや有む。と所思るをあまりのちくおりなりや。因に云。三島社は一宮記に見えて。玉多須使に出賜ひしが如し。永萬元年記に。此社我尹暹法師搏一万本進ると記し。帝王編年記に。永仁二年七月卅日。伊豫国三島社造営日時定。十一月廿八日。日時定也。伊豫国三島社。御正體可被渡正殿事。と見え。また一遍僧繪詞に。正應元年十二月十六日。豫州三島社へ参詣あり。當社は。文武天皇の御宇。大宝年中に跡を垂賜ひて以來。五百餘廻の鳳暦を重ねて。八十餘代の龍圖を守り坐ますをて。大宝中に鎮坐とします。日本逸史に。彼社の別社有。嵯峨天皇御世に。勅額を賜ふなど記せるも。共に甚じき妄説なり。さて今も実否は知らねど。天智天皇の御祈事ありて。献賜ひしと申傳ふる長命富貴と銘せる神鏡はあり。又平氏のかよ盛なる頃に奉りし武器類ハ多しと聞えて。集古十種に収まるが如し。○見畏而。師云。此詞の例。何にも怖しき事を見たる處に云れど。此も石長比賣の顔貌なべて尋常の醜きのみには非で。可怖畏かりしにや有む。○弟は。師云。淤登を訓べし。（伊呂杼と訓て宜きもあれど。所によりことなり。）和名抄に。爾雅云。男子後生為弟。和名於止宇止をあまりども。淤登は男女に通ひて

云稱なれ。はた本はたゞ淤登と云へりしを。淤登宇登と云ハ。夫を袁宇登。妹を伊毛宇登と云類にて。宇登は皆人にて。弟人。夫人。妹人なり。かく人を添て云は。後のことぞ。はた爾雅に云。女子後生爲妹。和名伊毛宇止とあるをも。古は姉に對て。後に生れたる子は。女子も弟と云て。妹をば云ざりき。古事記中の例みな然れ。心を著て見べし。中昔までも然りぞ有りける。後に生れしは女子ながら妹と云て。男兄に對て云稱なれ。姉に對ては弟とのみ云て。妹と云ることは無りき。然るを後世にハ。姉に對へるも妹とのみ云て。男ならでは。弟とハ云ぬことゝなれるは。漢籍にて。姉妹と云るに。自なまさに轉りにして。皇國の古稱に違へれ。和名抄なども。只漢ざまに依りて云るものなり。実は中昔までも。古の如くにて。姉に對ふる弟とこそ云つれ。古今集雜上詞書に。妻の弟をもて侍れける人に云々。源氏物語花宴巻に。朧月夜君のことを。女御の御おとうとたちにこそ有らめなどある類にて。姉に對ひて。妹と云ことは無かりき。◯玄道云。續世繼。雲井巻に。國母も后もあねおとうとにおはしませバといひ。後拾遺集。戀一。紫式部日記。水鏡。上なども物に多く見えて。挙るに暇なしと或人も説れ。◯一宿は。比登與と訓べし。一夜なれ。◯爲婚は。美刀阿多波志都を訓べし。上に故八上比賣者。如先期美刀阿多波志都とあれ。言の意は彼處に注せり。第八十八段の傳見るべし。◯秀起浪穗之上は。佐伎陀氏流那美能富乃弊。と訓べし。卽紀に。秀起此云左岐陀弖流とあれ。言意ハ。既に注せれ。第八十九段の傳見るべし。但志上者辺也を口訣に注せるに従るべし。◯八尋殿も上第五段に出されし。◯手玉玲瓏は。御紀に舊く多麻毛由良爾を訓るに從ふべし。玲瓏は字書に。玉聲也を注せれ。万葉十に。足玉

母手珠毛由良爾織旗乎は、十三に。手二卷流玉毛湯良羅爾になどあり。二少女が織紝るよ。手に纏る玉もゆれ動きて。相觸れ、鳴さはを云ふ。布第二十九段の傳に注せる。師說を見るべし。○大號ハ阿禰能那。少號ハ於登能那と訓むべし。旧く。大號を磐長姫。少號を木花開耶姫と訓るは。漢籍とみなり。さて此御妻問はむも。古事記及び御紀ノ正書。一書どもの趣も。大抵同じ趣なるに。唯古の傳はみ甚く異なりけて師說に。此二女の御名。石も木花も。主と山の物にて。父神に縁あり。と云はるゝ故に然る事にて。寔ハ。石長比賣命は磐の精靈。木花之咲耶毘賣命ハ。櫻の精靈にぞおはし坐る故。其由ハ下に云べし。

爾大山津見神因返給石長比賣而大恥而白送出言者我女二人竝而立奉由者使石長比賣者天神御子之御命者雖雨零風吹恆如石而常堅不動

坐。亦使木花之佐久夜毘賣則。
如木花之榮榮坐焉。宇氣比而
貢進矣。斯在今返石長比賣而。
木花之佐久夜毘賣獨留之故。
天神御子之御壽者。木花之阿

摩比能微坐焉白給矣。故是以
至于今。天皇命等之御命。不長
也。亦磐長比賣恥恨唾泣而曰
之。宇都志伎青人草者。如木花
之移落。轉當衰去云矣。此世人

㞢命短折㞢緣也。故此磐長比賣命者。坐伊豆國神也。

白送之言者ハ。本に。白送言とあるぞ。師の麻袁志淤久理賜比祁流許登波を訓ましし。送ハ贈なるを云れざるに依りて文を成せる。○二人竝而も。本に。二竝とあるを。師の布多理那良倍弖を訓べし。万葉三に。水鴨成二人雙居。また五に。爾保鳥能布多利那良毘為など有るを云ふなるヿ依て文を成せる。師說なほ其分注に。二人と書ずして。二と書るハ。直に布多那良毘と訓べきか。

と云る考も有れど。其考は取らず。○立奉之由者。立奉と立字を添て書る例。上に注せるが如し。第六十八段の傳見るべし。○使則は。都迦波志氏婆。と訓ましし。都迦比賜氏阿良婆。と云意なる。師云。都迦波志も。都迦比を延たる言にて。尊む言にもあるなり。推古天皇紀の大御歌に。宇倍之訶茂蘇餓能古羅烏於朋枳彌能兎伽破須羅志枳。續紀天平元年八月。立正三位藤原夫人。爲皇后詔に。加爾加久爾年乃六年乎。試賜使賜弖此皇后位乎授賜。などある。なほ玉垣宮段に。茲二女王。淨公民故。宜使也。とある處を考へ合すべし。○天神御子之御命ハ。師云。此ハ邇々藝命のみならず。大御末々までをかねて申せるなり。万葉二に。大王之

御壽者長久天足有○雖雨零風吹は。雨字を舊印本は古事記。舊事紀をもに。雪雨と作す。眞福寺本。延佳本には。雪を有れど雪は衍りて。必雨は一字なり。其故は。師說に。此言は。木花の雨風に移落ふに對して云るなれば。必雨字いふべし。木花は春は物する。雪は降る時に非ず。雨と風をに傷むるゝ物なれバなり。もし又木草を枯れ物を云そ云ばれ。然ればバ霜字を誤まるかとも云べけれど。然にはあらじ。雪とあるも。雪雨とあるも宜しからず。かならず雨をあるべきとなり。さて其は。石は恒なるごとし哉云るにて。如雖雨零風吹恒石を。如字。雖の上にある意なり。阿米布理加是布氣杼母と訓べし。布気杼母を。若布久登母と訓て。如字の在所多文のまゝに心得

るを見て。此言は意違ふなり。○玄道云。書紀彦火々出見尊の段に。毎有風雨とあるを。古訓に可世不支安米布留期登爾とゝ絶り。此ハ百五十一段に因て見るべし。○恒如石は。登許志幣那流伊波能碁登久を訓べし。前に思へる旨ありて。恒如石と訓たれど。今ハ師の訓に從へり。さて師說に。恒は。雨ふり。風吹ども。移落ふことを無く。恒なる由なる。上に屬ける言なり。是はさ風ふけども切て。恒石と心得ては違へり。○常堅不動坐て。加伎波登伎波爾。麻佐牟を訓べし。前に不動二字を省きたれど。今ハ古の師說に從ひて。此二字をも取り。師云。加伎波ハ。堅石は。多の省かれさぬなり。まゝ加多を切絶ても。加をあるる。伊は使は韻にあれば。省くこと素よりなり。雄略天皇紀に。堅磐此云何陀之波。登伎波ハ。常石は切まるにて。即常に常磐と書り。許伊は使と切ける。万

葉六に、人皆乃壽毛吾毛、三吉野乃多吉能床磐乃常有沼鴨。とあり。床は借字なり。さて此にたゞ常堅と書て、二共に石字を略れるは、上に既に如石を有ればなり。これ漢文の方の字面を思へるものなり。また不動二字を添たるも、意を以てれり。延佳本には常石堅石不動とあり。これは旧事紀にかくの如くあるに依て、二つの石字を加へたるものなり。諸本に石字有るはれし、また岡部翁は、不動を別にテゴカズと訓れぬれども、古への雅言ともおぼえず、後の宣命、また哥などに動きなきなど有れど、古言とは聞えず、然れバ此はたゞ意を以て添へたる字と云べし。万葉三に、常磐成石屋。五に、等伎波奈周迦久斯母何母等。十一に、常石有命哉。などゝ見。祈年祭祝詞に、皇御孫命御世乎手長御世登。堅磐爾常磐爾齋比奉。出雲国造神賀詞に、天皇命能手長大御世乎。堅石爾常石爾伊波比奉など。なほ餘の祝詞どもにも。この言多く見えたり。篤胤云、なほ餘の祝詞どもにも、此言の多く見えたるを、取ならべて攷ふるに、其詞の古きは皆、堅石を上に、常石を次に云る事、後に出來たりと所思ゆる詞どもには、多く常石を上に、堅石を次に云たり。師もいまだ此ことを云遺れず、心を著て攷ふべきなり。さて上に如石を云ては、た登伎波加伎波と云むハ、石を云言煩はしく重れるに似たれど、此はあはれく云なれたる壽詞なれど、然も云常の事なり。万葉六に。春草者後波落易巖成常磐爾座貴吾君。月次祭また神嘗祭祝詞に。御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐堅磐爾。これらも然なり。玄道云、この詞は、出雲国造神賀詞、また天神壽詞にも出て、上百二十四段、また百四十四段に見えたるが如し。○

如木花之榮榮坐て。木花能佐加由流碁登。佐加延。麻佐牟。と訓べし。師云。佐加延を。咲光映にて。伎波て加と切まゝ。乃御名は佐久夜これなり。上に云る佐久夜の義と考へ合すべし。さて榮とは花を本にて。他物にも云言なり。かの沼河比賣の哥に。阿佐比能惠美佐迦延と。朝日にも。人は顏にも云り。さて其惠牟と。花の開と。共に咲字を書ならへるも。榮は咲光映にて。同意なるが故なり。万葉二に。木綿花乃榮時爾。七に。安志妣成榮之君之ば、三に青丹吉寧樂乃京師者咲花乃薰如今盛有。なども有なり。佐加理もめと咲は延る言にて。咲光映ことを云なれば。榮と同じ。○宇氣比て。上に出るゆ。第十九段の傳見るべし。さて此までの御言は意ハ。我が女等二人並して進る由は。石長比賣命を使ひ給はゞ。天神の御子の御命ハ。雨ふり風吹ども。堅石常石に坐む。木花之佐久夜毘賣命を使ひ給はゞ。木花の榮ゆるが如榮え坐む。と誓ひて進れなり。と申給へるなり。○斯在今は。本に此令ノ二字なり。師云。令は。今ノ字を誤まるなるべし。今既ニ不レ然と。書紀にあるに當れり。姑く加ゝ流爾伊麻と訓り。かくの如き處に。此を云なれどもおらし。爾ノ字に准へて許ゝ爾とも訓べくまど。然訓むはなし。加ゝ流爾と訓むぞ勝れる。加ゝ流爾は。如此在になり。と云るなり依て文を成せなり。○木花之ハ。師云。此を木花の如くと云意なり。某之と云て。某之如くと云意なる。古語に常多し。阿摩比能微て。微字は。諸本並徽と作るは決く誤なり。舊事紀の舊印本に。微を作

るぞ正しかりける。故今はしか改めつさて此は。下れる磐長比賣命の語と。相照して考ふるに。阿摩比は。脆く不堅固き意と聞えて。甘と同言なり。或説に。脆弱也と云へる。然ることなり。花の脆く移ひ落る類はことを。阿麻と云へる例は。いまだ見當らざれども。物の堅固ならぬを。あましと云る事は。漢ぶみにも。莊子天道篇に。斲輪徐則甘而不固。注に甘緩也。など云へり。今の俗語にも多く云ことなり。甘い事をいふ。甘い事では行ぬ。甘い奴ぢやなどの如し。また人の身は病無く健なるを。堅いと云ひ。病ありて弱きを柔はと云ふ。此柔も甘きに近し。また天の清く晴て雨のふるべきけしきの更に無きを。日よりは堅いと云。堅からぬを甘いと云り。これらみな脆く不堅固きと。其意違はゐぬ言なり。小兒に髮固し。髮甘しと云言はあるは。正しく此は意に當れり。然て甘は。甘し甘く甘きなど活用く言なる哉。比をしも云るは。其甘き状を云へる辭か。されど此を同格に活用く言に。比と云へる例は。をさ〱見えねど。若くハ味に阿治。波比業に那理。波比などと云ふ類の波比の切まりたるか。

○玄道云。栄花物語浦々の別巻に。うしらざにかさくおはしまして。一天の君にてこそおはしますべけれと見え。名所外集に引る。岩神の歌に。巌神をたのむかひにハ世の中にかしらかさくて。過ぐしつるれとあるも。皆此に由ありと聞えたり。はゐ異意あるか。此をなほ熟く考ふべし。前にはこの比は濁る音に讀て。荒き哉阿良備と云を同格にて。夫流と活用く備ならむと云へるを。さては言の意そゝく聞ゆれども。尚ゝく思ふに。清音の比字用ひたるハ。其意にはあらじ。比と毘をハ。互に写誤まる例も有れば。然も云べきなれど。荒備の類にハ。古事記中備字をのみ用ひて。毘字用ゐたる例は見えず。万葉五に。水沫奈須微命母。此微命をアマキイノチとも訓べし。六に。春花乃遷日易。七に。玉梓之妹者花可毛足日木乃此山影爾麻氣者失留。なとゝゝめり。能微は而已にて。

御々世々の天皇。何れも皆然而已坐て。然らざるは無らむと云意の而已なるを云ざりつる如くにて。甚く歎きの御語なり。○故是以。至于今。天皇命等之御命不長也。此ノ文さき了ハ。可畏み思ふ由ありて。取漏せしかど。今まさ更に深く考ふる旨ありて。書加へつるなり。古は石長比賣命を返して。佐久夜毘賣命を婚さる驗の。遠き代までに延及ざる事を云るなり。師云。同じ事ながら。短しと云ずして。不長と云るは。天照大御神の皇統を承傳へ坐て。天津日嗣所知看す天皇に坐ませバ。大御壽ハ。必長かるべき理なる了。と云ふ意を含めり。篤胤云。なほ記傳に。上ノ件の大山津見神の御言を。詛言としで云れたる說もあれど。其は今いふ旨とは違へれど。都てとり用ひずなむ。○亦磐長比賣をば。此ノ御歎の由を。記には。大山津見神の事とし。紀には。磐長比賣命の事と爲られど。此は互に傳への漏たるなれバ。二ッの傳を取て。如此は記せるなり。其は大山津見ノ神。ふかき御意ありて。天ッ神之御子の。乞給ハざる石長比賣命を副て奉れりしを。返し給へる故に。かく恥ぢ且歎き給ひけむハ。然る事なるに。石長比賣命まさ其弟姫と並びて嫁給へる了。弟のみ留めて。返さまし給ひつまで。恥ぢ歎き給ひけむ。然も有べき事なり。玉垣ノ宮ノ段に。美知能宇斯ノ王の女等の。並べて奉られたる中に。甚凶醜とて。返され給へる圓野比賣の。淵に墮て死給ひし事をも思ふべし。○恥恨唾泣而云々。恥を返され給へる事を慙るゝなり。恨は。弟比賣をのみ婚しまバ。次に世人の壽命も脆からむ事を歎き恨むるなり。唾泣は。恥恨いと切なる状なり。玄道案ふ了。古は古事記上巻なる。修理固成と詔へる

御語まさ中巻の千葉病枯とある文法よさく似さり。○宇都志伎青人草をは。本了顯見蒼生と作れど。愛志き青人草と云ふよて。神の人草を愛しみ給ふさり。云語ある古を。既ふ云るが如し。第二十段れ傳見るべし。○玄道云。此詞ら。己く上よも三度出て。凡天皇祖神の大命ぞもよ出て。師說の如きハ論も更あ巳此後よも。明宮段よ見えさる〻私記ある顯見ちふ義を含さ巳ばあるハ。後ふもおろ轉用ゐも爲さ巳けむ。さるを此のみら鈴屋翁の說の如く。神業を爲給處よ云こと說れさる如く聞もれど。ゑく觀れバ。此もさらゑて。加〻る由縁よ因て。自然よ天皇祖神の愛しく思看ろ青人草のあざしいのちも。めろく成あむおも〻いふ。御歎よぞあ巳ある。あふかしこしや。ちて此大山津見神はさ石長比賣命の御言を古くも皇御孫命れ。石長比賣命を返し給牙ふを恨みて。呪詛まおさる事と思ひ錯まりと聞えて。神代紀ま

ゑれ一書ふ。磐長姫大慙而詛之曰。をあれど。詛言ふは非ゑ。旧き事識さちの。神代紀を注せる說どもも更あり。記傳ふも。その意をもて解れさふゑ。此文よ依られたる物あ巳。其はまおる皇御孫命。直ふ佐久夜毘賣命のみ見はして。其戈請給牙ふよ。大山津見神。それ比賣を贈るふ副て。石長比賣命をも進り給牙ふ事ハ。深き御心あ巳し事あ巳。其は此御聘なしも。天神之御子の皇后を立給ふ始えふて。其生坐ちむ御子の御末れ御壽命れ。長ちも短き本縁をある大義あるふ。佐久夜毘賣命ハ。その容貌こそ美麗志まき櫻の精靈了志はせば。其生坐さむ御子れ御末の御壽ハ。木花れおを移落ひ坐はき道理あり。然るふ其を

見感て請さはふが。善のらぬ事とは所思看すゝも。御詔
を違牙ざ進巳て。石長比賣命を添給へるを。皇御孫命も
志。此比賣を婚給はむふを。容貌おそ凶醜れまし磐の精靈
ふしはせバ。玄道云。神皇正統記ふも。姉を磐長姫と云。是
花木の神ふ巳。と記賜牙。を磐石の神ふ巳。妹を木花開耶姫と云。おを
るゝ。ちる傳有りしふおそ。其生坐ちむ御子れ御末の御壽
を。堅石れおまし。長久ふ坐ざき道理をし。心ふ深く思ひ慮
巳て。進巳給ひしふる。是ぞ大山祇大神の。將來を鑑み坐
せ沵。御誓ひの御占ふりけ沵。然れバ裡ふハ。皇美麻命い
くで咲耶毘賣命を返して。
石長比賣命を幸給へらし。と所念し坐せること推量ら
れゝめ。故是ふもて本文ふ。常堅不動坐如木花之榮榮坐
と將來を期さる辭ふ讀ゑるふめ。まさ是ふて。師の詛言
まおて。ニッの坐字を令言ふゝせまし讀れゐる事れ否ぬ由

をも辨ふ诶し。然るは。てせまし
讀てを。即詛言とふれバふ巳。然沵ふ。其心待志給牙沵按
ひの外ふ。佐久夜毘賣命を留ゑて。石長比賣命を返し給
牙沵故ふ。推てそれ凶醜まなを進れる事を大く恥ぢはさ
御末れ御子の御命の。長在はじかし事を歎まて。本文のお
まし白し贈巳給ひしれ巳。その事情まさ其御語ふも深く
寃ふ入れて。此旨趣を惟ふべし。
都て謂もる詛言ふ非ざるおと。大山津見神の御言ハ。斯
在今と云ゝ巳下。石長比賣命の御言を。轉當衰去と云ま
でを熟く味牙て
ぞ知らるゑ沵。石長比賣命を。そ此容貌の醜きもゑふ。
返され給ふを恥給牙沵を。固ゝ巳然も有べき事ふるぞの。
是も父神の御心と同じく。天神の御子れ御末の御壽長
くおはし坐ざを。世れ人草の壽命もぞまふ肖おゝ。次く

ふ移落ひなむ事をいと切ふ歎き憾みて。右は御言は有りしなり。古神典を大よそヿ見む人は。恥恨唾泣ふど有るを以て。吾を幸給はぢるヿ故ヿ。皇美麻命を恨み奉れりと。誰も思ふめれど。宇良美といふヿ。嫉み恨むると。切ヿ念ひて憾むるとの差別あり。此ニつのうらみ共ヿ深く思ひ入りては。怒り詈り唾き泣ふど為らるゝも。世ふある事ふり。然る事までを思ひ通して悟るべきふり。然れど。此世人之命短折之縁也。といへる本文も。大山津見神。石長比賣命は御言ふ因りて。命短くなりしを云ふは非ず。石長比賣命を幸さず。佐久夜毘賣命を幸さるが。御子は御末の御壽まで世人は命の。短く成まる事本ぞと云意ふれも有れる。かゝるやおき無き事の因ふ。凡人は上を云むは。畏れまど。凡て男子は情として醜女を惡ひ。美女を愛るハ常なれど。男ヿ女を配せ。女ヿ男を偶る事は。其道の原ふもて思ふみ子

ふ子を生継志むる。天皇祖神の道なまバ。実よハ其意ぞせの美しきを擇びて。容皃はよき醜きは。然しもはざよ及ぶまじき事なる哉。美女を好み。美男を愛るめ。示やおとなき人の情れまバ。眞の道よ志あらむ人え。此謂をも惟ふばきれり。彼をろ古しは国ヿめ。道を知さる人くふえ。然る倫もあまさ有れり。○玄道云おの段は師說よ神典有てと巳以來かゝる妙說て有まじく。実ふ𥿻世の蘊奥をさへ發揮されしと所思るふ付て。熟此比賣神等は御上を察奉るよ。姉神ら謂也る質撲よ過さる神性ふまし妹神ら謂也る文華よ勝さる神性坐て。その文華勝さるよ質撲もて相和しかの質撲勝さるふハ。文華もて相和しなゝその中正を得賜る道理なれバ。此ぞおの二柱神の力を合せて坐孛と。古傳よ見えさる所以なりけむ。かくて質素の央は鄙野よ近きを。自から大古淳化の風あり。文華は弊ハ奢侈ふ近く。自ら衰世滛靡の俗なるを。大かた世人殊ヿ婦女子ら文華を善びて。質撲を尚ぞぬら。皇国も他国も古今ふ渉りて全じ習俗なるを。中古よりかの佛法風さへ盛ヿ行るゝよあハせて。驕奢滛靡互よ成り。人心おゝしく成もて來おゝ。大船をおぎの孛けみふ石ヿ觸といふ如く。終ふ常夜往なばひさ乱まよ

乱れ行く世と成りし事より、史を閲る人は、誰も聞知る所なるを、其本を云は、婦女と驕奢とに因れるに就て、此大神の御語また天皇祖神の、女を言先立しに因て良からずと詔る御語ぞ更なり。されば師說を本に取て、別に記置し物なり。さて上代の天皇命たちは、百歳に多く餘らせ給ふが、數坐しければ、人代にても、御壽長かりしなれども、神代の人の壽の、なほ長かりし時をもて云へば、甚く短くなりし。邇々藝命より後に、彦穗々出見命は、坐高千穗宮五百八十歳と有れども、是れ不長りしなり。斯て是時の事は、皇美麻命の御子の、御末にのみ係りて、世の青人草には係るまじき道理なれども、天日嗣しろし看ける天皇の御壽の、長く坐ざる上は、天の下に有ゆる人の命も、隨ひて短くなりしは、本より然るべき理なりかし。一條兼良公は、

日本紀纂疏に、皇胤蒼生、短壽者定業不可轉也、豈由磐長姫之詛乎と有るは、此を詛言と見給へるが非なる耳ならず、師の言れるが如く、神の御典を說とて、其古傳にて從らばして、此に由なき佛說を信じ給へるは、何に惑ひ給へる非說ぞや。萬國の人は命の神代に如く長からぬ事ぞ、もはら此時より石長比賣命を婚さず、佐久夜毘賣命を幸給へるに緣るなど論ふも更なり。○玄道云、親房准后の御說に、上代の暦年數多經る事を說賜ひて、磐余彦命より俄に人皇の代と成て、暦數も短く成にけるを、と疑ふ人も有けむにや、されど神道の事押て量りがたし、誠に磐長姫命の詛ひけるゆゑに、壽命も短くなりしのぞ、神のふるまひにも變り、人代と成りぬるが、天竺の說の如く次第にありて減さりとは見えしを宣へり。但し詛をあるは、此のごとなれど、いと道理ある御語にて、纂疏說に勝ること遠しと云ふべし。

但し然る道理は常なる中に。人代に於りても。倭比賣命、武内宿禰、味内宿禰、阿閉臣事代などの如

く。數百歳の壽を保ちたる人も有るは。石長比賣命の別に御靈を幸ひ給へる故にこそ有けめ。古き祝詞の類にも更なり。上に云る古今集の歌の如く。石に準へて人の壽を賀ふなど全きへの故事に叶へるも。小縁の事に非ず。かれし祝言るを伊波布と云ふも。師說は有れど。石を以活用せる語ならむとも覺ゆるなり。それ堅石常石と祝ふも始め。石に推へて祝ふ語の多まが。徒ならず聞ゆる字思ふにおれて。考へ出さる說けるが。委しき事も上に記せる字も。合考ふべし。然れば壽命の長からむ事を欲はむには。常に體の養ひを熟く習行ひつゝも。別て此比賣神の恩賴を祈願奉るべき事なり。老子に。死而不亡者壽と云るなし成神の玄旨も。

なく此比賣神の神德を知てぞ得らるゝなる。但し躬ら養性を行ふ法た。大名牟遲少彦名神の由ありて。皇國ゆめも。外國へ傳へ坐るを。己もやく曉り得る。志豆能石屋に其由來を論ひ。其方術をもは。殊に集記せる物もありし。然るに其國々に然る方術も傳へたれど。此比賣神の壽神に坐ことをし髣髴にも聞知れると見ゆる說のなきは最もこかなき事になむ。〇玄道云。己早くより師の說に驚きさて。皇國に古く聞えし神仙ハ更なり。佛仙の徒をさへに記集めて。皇國神仙記と名けて四卷あり。又右の倭比賣命等を始奉り。長寿を保し人等の傳をも記出むと。思起して有れど。暇なくてえ果さず。

〇故此石長比賣命者云く。古き神名式に。伊豆國賀茂郡に。伊波乃比咩命神社を載されたり。校者等云。もと此に文德天皇紀を引て。嘉祥三年十月に從五位上を授奉らるゝ事を記賜へれど。そハふと伴氏が帳考の誤字を承賜れるにて。彼実録ハ印本の誤寫にて。國史及古本には伊古奈比咩命とあり。前後の神名を案ふにも必然あるべきなりとなれバ今は省きつ。まゝ三宅に

記ちふ物に、石奈比咩神として、三嶋大神后神とあるは、石奈とあるこそ誤なれ。かの后神と云るハ、正き社傳と聞ゆるをも思合すべし。さて全国人なる萩原直胤が年まねく此御社の事に勞きて、記奉れる考あれバ、今其を摘出て此に記つぎてむに、先雲見嶺を賀茂郡なる御社ぞと記坐せりしも、秋山章が伊豆志の誤に據賜ひし由をもいひて。この雲見のある辺り往古は那賀郡にて、賀茂郡にはあらず。其證は、式那賀郡伊志夫神社とある御社。雲見の連(ツギ)の里。石部と云に立たまへるを、此あたり。凡て和名抄。那賀郡石火郷にて、石部を元は石火と書しを、里内に度々火災ありしより、火の字を忌て、今の如く改めし由。伊豆志に見えたるが如し。さて石火を神階記に、いしひとあるを思ふに、式の伊志夫の夫は、火の誤ならむ。式考異にも既に然云へりき。此石部より雲見は連(ツギ)の村にて、西海中へ突出たる崎なれば、那賀郡なりし事、云ふも更なるを、此石部雲見も共に同村にて、慶長の頃より。二村に分りたる由。撿地帳に見えたり。なほいはゞ此石部雲見より東方松崎と云ふ里なり。今は此あたりまで賀茂郡なれど、式那賀郡伊那上神社。伊奈下神社二座鎮座せり。石部雲見は是より西海へ突出たる崎の村々なれバ、當時那賀郡なりし。松崎のわたりを打越て、石部雲見ハ賀茂郡なるべき理なるをも思ふべし。さて此雲見浅間宮は、必那賀郡内の御社なるべしと深く考ふるに、式内石倉命神社なるべし。そは此雲見浅間山は、凡て一つの石山にて、頂に御社の立給へるより。倉(クラ)は座の意なる。如此たゝへし御號(ミナ)ならむ。往古より石山の上にはして、然稱申すべき御社ハ、外に見えぬ

らざるもあれど。當國神階記に。いそくらひめの明神と有るが上に。此雲見の近き里に。石某と云るが多く。石濱。石知。石科など云は。皆此姫神に由有て。小縁ある事に非ざるなぞ。考へ集めて。かくは思定めしになむ。なほ石科のシナは。息長にて。この姫神の壽命長くと。幸へ給ふ神徳より出さる。地名なることしるく。石知のチも。玉きはるうちなど云ふ。ウチの省かれたるにて。石科と全意の名なるべし。されば元より賀茂郡の地に。必これ御社坐まさばこそと年來探索(タヅネ)しに。果して數社尋ね出しつ。其は大嶋なる三原山上に鎮座坐(マシ)る。三原大明神は。一島の總鎮守にて。頗る大社なるを。俗に淺間とも申せど。磐長姫命を崇(ソ)奉れは由。慥に云傳(ヒ)へたりと。此御社なむ。

式には。伊波乃比咩命神社にや坐らむと思ふなど。下に委(シ)く考證せるを待つべし。さて此には常に詣ることを禁(トヾメ)さるを。六月一日山開。八日御祭日なるが凡て此月内は登山甚多く。詣ける者。必忌清まはりて詣るが。内地にて伊勢大宮に詣でし如く。其家ぐるみにて。近き里隣。まさ親族の者などうち集ひ甚じくいはひもなして。坂向ひすることをするなど云(フ)り。島人の語に。此大神壽命長くと守り幸へ給ふ故に。島人には長壽の者多く。百餘歳に至る者。少からずと誇語(ホコリカタ)る由或人(ル)云り。はた此に石を持來る事を忌給ふも。延命山延命寺をいふ寺あるも。延壽院といふがあるめ。此御神の由縁ありとも記(ル)せり○玄道云。秋山章が豆

州地志に。此は新島村に在とて。一島本祠なり。或曰櫃原宮天皇の時。天狹土神鎮座。按るに狹土神は。大山祇神の御子也。また吉岡明神と申すも有て。全神を遷し祭るとも。藏王社も有と云ひ。波志加麻社といふは。式内なる波治神社なるへしとも。また三原山は高さ一里許。一島の高山なりとも。島中親の喪期五十日の間。田野に喪屋を作り住て。戒愼特甚しとも。島人の古風を存せる事ぞも何くまと記し。又この故に長壽の人多しと聞傳へしも。さる縁有ておぼろげならぬ事とぞ所思さる。

また池村。大室山を云に。淺間の社まは。富士神の姉神にて。壽命長くと守給ふと云傳ふ。此山の頂に。往古火の燃出し跡と見えて。いと廣く凹のあるが。御社は此穴の北岸。中程に南に向て立給へり。六月一日山開。八日御祭にて。參詣甚多しとぞ。此は式賀茂郡意波與命神社。神階記のいはちひめの明神とある御社に

まは。玄道云。意波與命と申すも。人世を常磐に守給ふよしにて。賀賜ふ御名と聞えたり。また長津呂村と云にも淺間山ありて。頂に御社ましまし。富士神の姉神にて。壽命を守給ふよし云傳ふ。御祭は例の六月八日にて。男女八歳以上の童子まで。必御禊して詣ると云り。さる（此村名の長津呂村は。この姫神の命長くと幸ひ給ふ神徳より出たる由にも委く論へり。）なれば全郡に。白田村に一社。青野村に一社ませり。何れも小祠なれど。富士神の姉神なりとは。慥しく云傳へて。御祭はいづれも六月八日なり。さて那賀郡には。雲見の外に小下田村（今は君澤郡とある。）に。淺間山と云ありて。頂上の石の凹のある所に御社あり。磐長姫命にて。壽命を守給ふ神と云傳ふ。

御祭日は。六月一日。八日。十五日。二十日。廿八日。凡て五日
にて。遠近の村々より詣つる者甚多く。登山の間を。決め
る富士の事共云てぞ。彼山の形を畫せる扇子團扇をさ
すにも。しるし若過ちておのれ時は。必御咎を蒙るとて。甚
く畏れたり。何との御社にて。登山の間を。彼山の事と
云はじめ由に云傳へられど。此御社などいみじく人々の
畏あへるは。非ずいとも恐き事なるから。此御社の御靈代
は。丸く玉の如き石におはしまして。甚も麗しき質なり
しを。三百年ばかり昔。燒て色變りて有しに。近く安政四
年正月六日の火災に。灰の中を探ねしかど。索えぞ

のは。くるはふまひ給ひしとぞ。いともめでたくかなしき
ことざにしそぞれまでは山も古木立茂りて。御社の麗し
く坐て。いと神々しかりしを。皆燒て今は立木も少く。御
社も未假宮にはせり。さて爰に三島大社の攝社にて。彼
御社より。西方小濱と云所に。淺間神社あり。今は何れの
神にまれと云詳なる傳へはなけれど。當國神階記に。正一
位千眼大井をある御社にて。二宮とも申て。千眼大井は。神階記に外
の御社どもの例を考ふるに。もとは必淺間明神などありしを。後に佛徒などのかくは改めしものなるべし。棟
札にも淺間神社とあるなり。やがてとなき御社とも聞ゆる。式に田方郡
に。此御社に當れる神社のなきにより。おらく考

ふるに。此は年決めて賀茂郡伊波乃比咩命神社を。移奉れるは御社なりけるは。いで其證を云はむに。此国神階記賀茂郡の下に。いてひめの明神（玄道云。神階帳に。従四位上とあり。）とあるは。式伊波比咩命神社。いてらひめの明神（又云。帳に。従四位上。）をあはせ。伊波例命神社。此ハいはれの明神（又云。帳に。従四位上。）と有るは。意波與命神社とよくなするを。伊波乃比咩命神社にあなばき御社。神階記にも見えず。さて田方郡に移奉れる御社をあげて。本ッ御社をあがむるものにて。其例を。式賀茂郡三島神社（名神。大。月次。新嘗。）阿波神社（名神。大。）伊古奈比咩命神社（名神。大。）となる御社どもを。神階記には。田方郡の初めて

出して。正一位三島大明神。一品きけなの宮。一品當きけきの宮とありて。賀茂郡の下にあげざるを。世に云傳ふる如く。中昔に賀茂郡より。今の所に遷奉まる故なるべくやさまバ此淺間宮も。元は彼郡にはしゝ。そのかこ今の所に遷奉まる御社ぞハ押量らまさり。さては其のこみ。国守なぞの神拝奉幣なども。さるしな山路。あらき海上など。超度りても。のまるゝしびしけに。假に国府の地に。遷奉たりしを。終に本宮となるが如く。埋れて遷奉まる御社ぞもれ。本ッ宮の如くなまるなりけらし。（玄道云。かゝる例ハ他社にも多かりとして。既く師翁も玉きまなに説賜ふる説ありな。）さの淺間宮正一位

もあるはぞやくをとり御授位ありて小縁ならぬ御社を聞ゆるなれ疑なれ彼式の御社を遷奉まつるゆゑ本宮は彼大島の三原山の神社なるをも知らざるものまた上にあぐたる御社皆六月一日八日の内御祭日なるに此御社小濱浅間も六月一日御祭なるもまたいづれの御社も石上石間などにいはき奉るを富士方をば後にしあるも横にして立給ひしを此御社も一枚なる岩の少し高き處に鎮座て富士を後にして立給へるなるも彼是思合さは、事の多くの様も思はれしされど国内に此姫神を崇奉るは御社の多くの中に彼三原山の御社ぞ本宮とはせるなる。

そを遷奉まつれて此社なれどおろそかに思ふまじとなかまりと云へるは宗とする説とぞ聞ゆる。なほ委しく説べきなれど今は其要のみ約めて挙たりまたバ元書に因て見るべし。また此姫神の鎮坐なる社どもの事をば次々の段に説賜ひなむを待べし。

是後木花之佐久夜毘賣命參出而白。吾妊身。今臨產之時。是天神之御子。私不可產奉。故

請出白給矣。皇美麻命嘲笑而
詔曰。佐久夜毘賣。一宿哉妊。其
非我子。必國神出子也歟。詔則。
甚慙恨而白出吾妊出子。若國
神出子在則。產不幸。若天神出

御子坐則幸焉誓而。即作無戸
八尋殿而。入坐其殿內而。以土
塗塞而。方產時而。於其無戸室。
著火而產也。故其火盛燒時。所
生坐子出名。火須勢理命。亦名火進

命。亦名火照命。亦云火須
曾理命。亦云火須佐利命。次火
炎衰而避火熱出時。所生坐御
子出名。火遠理命。亦云火夜織命。亦御
名天津日高日子穗穗手見命。
凡二柱生坐矣此御子等出所

生坐出時。以竹刀截其臍帶矣。
其所棄出竹刀。終成竹林矣。故
號彼地曰竹屋是時神吾田鹿
葦津比賣。以卜定田號狹名田
而。以其田出稻釀天甜酒。以渟

浪田之稲爲飯而新嘗之矣故與其櫻大刀自神合力而坐神名謂苔虫神此者並坐小朝熊社神等也。

是後ハ。かの一夜婚せる耳にて。再婚なども無りし後をいふ。其は次なる皇美麻命の。御嘲の御言にて知らるゝ

り。○参出て。師云。邇々藝命の御許に詣るなり。万葉十八に。麻爲泥許之。二十に。麻爲弖枳爾之乎などあり。麻宇傳と云て。音便に頽れたる言なり。○玄道云。上第七段。また三十段に参上。また八十三段。及百一段に。参向とも見ゆ。催馬楽酒飲に。万宇天久留ともあり。○吾姙身は。阿禮波良米流袁を訓み。今臨産之時ハ。伊麻美古宇牟倍伎時爾那理奴。と訓べし。玄道云。姙身は。下百六十段に有身と見え。産て上第五段を始めて。いと多かる詞なり。○私不可産奉は。玄道云。和他久志爾宇美麻都流倍伎仁安良受をとらむ。私は上第七十九段に見ゆ。通證に引る釋をもみ。おほ尊皇胤也とも。以公示人避嫌疑也とめ説る。実にさるべし。○佐久夜毘賣とは。師云。其名を呼出て。嘲り賜ふなり。○嘲笑而て。

橿原宮段に嘲咲とある字師の阿邪和羅比を訓れ。御紀に嘲之笑嘘听然而咲。なるをかく訓るに據れり。即あざけり笑ふ意なり。新撰字鏡に嗤を阿佐介留とあり。色葉字類抄に哈字にアザワラフを訓めり。○玄道云。類聚名義抄に哂哈哢戯アザケル。又アザワラフと云ひ。字鏡集に怜まし謿をかくらみ。靈異記に皆をアザケル。嘲は惠都良可志と注せり。或説に安邪和羅比とも。あざみ笑ふにて。あざふ。あざみは全言なり。と云。り。空穂物語俊蔭巻に。天下皆いひあざゝて。源氏物語にもろもろの事につけめであざゝ。更科日記にあざみ笑ひあざける者ども、あり。濱松物語に驚きあげむ。宇治拾遺にあざみ興ぎ。またゐざまにといふ事なし。水鏡に手を打ちめであざゝなど其他の書どもに數知らず見ゆ。さて或人。あざみを畏みの義と説るハいかゞ有む。或説にあげつらると云ふに當ると説る。宗になるべし。○一宿哉姙む。師云。比登用爾夜波良米流と訓ぜし。一夜にて姙るかと嘲りて詔する

なり。書紀一書に。天孫見其子等嘲之曰。妍哉吾皇子者聞喜而生之哉。とあるを意ぞて同じ。また皇孫未之信曰。雖復天神何能一夜之間令人有娠乎。を有に拠らば。ヒトヨニヤハラマムを訓べけれど。もし其意あらバ。一宿姙哉と書べきを。哉字。姙の上にあるは。其意とは少し異なるべし。○必国神之子也歟。玄道云。古ら。加那良受久邇都加美乃。古爾古曾安良米を訓べし。必ハ。上二十一段に出。国神も。上第六十段。百九段。また百二十六段。に見えたり。○甚慟恨而。玄道云。甚も。上に二十三段を始て多く見え慟恨も。上第十九段。また百四十七段に出たり。纂疏に。貞婦不見二夫。姫且忿且恨。理宜然也。不見二夫とハ。周人王蠋が語に起れると思へるハ。未しき説にて。上に見えたる神歌に。汝をきて夫はなし。汝を除てつまハなしと賦賜へるぞ。宗言なる由或人も説るが如し。通證に引ける或説に。凡爲人婦者雖貞心自期

而方嘗此疑也。當如何處置。假令捨其身亦從無益。己其非至信誓神則焉能雪恥洗冤哉とも論る。共に道理さる語ぞもにて。後あぐら。宮内卿がさ流冤を得て。さまバとて苔の下了もいそぐまゞ浮名を雪ぐためしのあゝれぞを訓し例も。和漢古今にいを多き例あれバ。若ちる難みに遇らむ人ぞ。此皇神等了ひさぶる了請祈奉るべき事あ也り。◯産不幸は。師云。宇牟許登佐伎加良士を訓べし。眞福寺本延佳本にハ。産の下に時字あ也。其も佳し。ちて此次あぐる幸ぞ。佐伎加良牟を訓べし。幸をは恙無く平安れる哉云也。万葉五に。佐伎久以麻志弖十三了ぞ眞福まさ福ともあり。此あり幸眞幸をいと多く見ゆ。玄道云。上第十三段。まさ九十五段に。幸魂。六十三段に。平安。百三十四段に。令幸奉あどあ也。◯誓ハ。宇氣比弖と訓べし。玄道云。古本了宇介比弖と有ぞ私記の訓あるべし。其義ぞ既了釋さ也き。御紀に此誓を無戸室に入賜ある上の事とたさぐ傳ハ道理に叶ぞバ。◯八尋殿ぞ。上に出ゐ也。第二巻の第五段見べし。無戸とぞ。師云。土以て塗塞ぎさる上を以て云ふるべし。初ぞ也出入べき口れ。ゐゐぶ流に無くすぞ有ぬじゝれバれり。書紀了ハ。何まの傳にも。土以て塗塞ぐ事ハ見えぞ。ゐバ無戸室をれこあ也これ無戸室といすば。必塗塞ぎさる室了て。今の世俗に牟呂と云物のちまあるべし。故塗れる事をバ。殊に云ぞざるれ流べきぞ。土は波邇を訓ゐし。塗るは。必埴土ぶるべゝまバれ也。◯玄道云。戸ぞ。上巻第十八段に騰戸。第四十三段に初て。石戸ちふ事見え。埴土ハ上十二段の傳に見え。入座其殿内ハ上第十八段に。還入其殿内と有るに能似さ流文あ也。◯塞は。師云。布多岐と訓べし。かく塗塞ぎ給ふ故は。火を避て外に遁出べき曲無の流べく構すさるゐ也。◯玄道云。上第六段に。刺塞。第五十五段神歌に。比登布多美用と見ゆ。◯方産時而ぞ。美

古宇麻須登伎爾阿多理氐と訓べし。○無戸室は、御紀に、宇豆牟呂と訓るに従ふべし。○玄道云、和名抄に、室和名無呂。日本紀に云、無戸室、和名宇豆牟呂とあり。後に謂ゆる塗籠さては土蔵など云ふ物の原始をも云ふべし。此等の事ら或説に因て別に記置るを取続て神武天皇御巻に説ふべし。宇豆は全抜全剥の全に同じ。著火は肥袁著弖と訓べし。其は外をバ塗塞ぎて、内をし放るなり。○玄道云、通證に、冨士神社、及下野国室八島亦祭此神、蓋取無戸室之義也と云る、冨士山は次段に説賜へるが如く申すも更なれど、実に室八島にも鎮坐す由にて、式外神名考に、在下野国総社村、一説木花開耶姫命與冨士一躰也といひ、下野国志にも都賀郡国府に在て同神を祭り、室明神とも唱と云ひ、俗説辨にもしか記せり。袖中抄に、下野国の野中に島あり、俗説は室のやしまとぞいふ。室は所の名か。其野中に清水の出る氣の立が烟に似たるなり。是は能因が坤元儀に見えさるなり。まさ俊頼歌に、歳暮さらひをる室のやしはのおをとひに身のなりはてむほどを知るかな。此歌は竈を室の八島と詠さるにや、と見え、詞花集に実方朝臣「いかでかハ思ひありとも知らすべき室のやしまの煙ならずは」千載集に源俊頼朝臣「烟りかと室のやしまを見しほどにやがても空のかすみぬるかな」など、いと多く聞え、袋草子、今鏡、平治物語などにも見えて、隠なき名所なり。○其火盛燒時は。師云、盛燒は、麻佐加理爾毛由流登伎と訓べし。火の燒る時に當りてと云むが如し。書紀に、顧眄之間、此云美屢摩沙可利ニ、と見え、間字、麻沙可利てふ言に當れり。まさ方産す。ミサカリニコウムトキニと訓り。麻と美と同じ。万葉七に壮子時ともあり。○玄道云、新撰字鏡に、嫐佐加利尓毛由留火、まさ媄、佐加利尓毛由など見ゆ。○火須勢理命。師云、此御兄弟の御名、皆直に火某と訓べし。之を添て、火之と訓はわろし。古事記には、火之と之の添たる名には、火之夜藝速男、火之炫毘古、火之迦具土なども、皆之、

字あるをや。然るに書紀の訓註に火闌降此云褒能須素里とある能字ハ後の訛訓に耳なれたる人のさかしらに加へたるなり。はた姓氏録にも富乃須佐利ともあれど。是もいかゞ。同書の二見首條に富須洗利命とあるぞ。正しかりける。須勢理とは。火の熾に進み燃る時に生坐る故に御名なれり。書紀一書に。火炎盛時生兒。火進命。又曰火酸芹命。とある字以て心得べし。須勢理は進と同意にて。須素里。須佐利も皆同言なり。篤胤云。大国主神の嫡后。若須勢理毘賣命の所に注せる己が説をも合せ見べし。万葉十七に。越国立山長歌に。之良久母能。知邊乎於之和氣。安麻曾々理。多可吉多知夜麻とある。安麻曾々理も。此山の甚高くして。天に進み登る状なるを思ひ合すべし。俗に人の心の浮立進むをそゝるといふも同じ。然るに書紀に。

此御名を。火闌降とも書れたる文字は。撰者の誤にぞ有ける。其故は此神の生坐るは。始起烟末をも。焰初起時とも。はた火炎盛時とも有れど。此御名は。闌降の意なるべき由なし。闌ハ衰也をも。殘也とも注せる字なれバ。一書に。次火炎衰時云々名火折命とある。火折にこそ能叶ふべき字なれ。然るを初起時に生坐る御子の御名に。しも此字を當られたるハ。進升ると。衰降ると。反對の違ひなるをや。さて火照命は。本傳理と訓べし。これも火之を訓むはわろし。はた照も。弖流をハ訓まなく。必弖理あること。上の火須勢理。火須曾理。下の火袁理の理の例を以て知るべし。此は火の燃起て。照明れる時に生坐る故の御名なり。書紀には。火明命とありて。火照命と云る傳乃無きハ。彼天忍穗耳命の御子。尾張連祖なる天火明命と混ひぬるなり。故其火明命を。本書にて尾張連等が始祖也とあり。其はいと〳〵混乱たる物なり。○火炎衰而避火熱之時云々。此は御紀一書に。火炎衰時躡誥

出兒名。火折尊とめ。避火熱時。躡詰出兒名。彦火々出見尊。をも有るを。取合せて記せり。前に成文を出せる時に。上の火盛焼をヒノスヽミモユルと訓み。志の火炎衰而を。ホノホヨワリテ。を訓せり。志ハ。火進命。火遠理命二柱の御名に據れるなれど。今も舊訓に從へり。○玄道云ト氏古本に衰字をシメリともヨワルをも訓り。源氏物語に雨のあし志めり。又風志こし志めりてなど見え。撮壤集に潤衣をシメシ。又濕衣濕布なれども志ク訓り。けて上第二十四段に瀨弱百二十九段に弱肩三十ヶ二段に手弱女と有り。古事記に目弱王といふも見ゆ。さて火熱を。熱田宮縁起に倭建御子尊開所持囊中有火打一枚とあるを。御鎭座次第略記に一云此燧後天火燧名之俗號燧袋付大小刀其縁也と記し。仝大神宮記。熱田古老口實などに日破宮に此天火燧を齋奉るゝ志見ゆ。色葉字類抄に熱まさ柄燐をしろゝみ。撮壤集に煩熱をもゝえり。枕草紙にまけるるばき事もなきかたとほり出給ふと見ゆ。

○火遠理命。

師云。志まも火之を訓むこれも火之をを上す同じ。此を火は衰へぬる時に生ませる故の御名にて。火弱りの義なり。亦名は火夜織命とも有るを以て知るべし。本與を切むまバ。本とあり。和と衰を通ふ例に。なりや。さなやゑ。なりむ。をむなり。已とをゝ。已なゝく。をれゝくれぞれ如し。但し折を織と衰淤の通ひぬる例にもあらし。篤胤云。右は二柱の中に。終に火は衰へぬる時に生坐る御子志も。天津日嗣を所知看するゝを。は。如何なる故にか。知り難けれど。師説によりて試に云ハぞ。此御子等ハ。父尊の御疑を明め奉らむとしるか。かく火中に在て産坐ぬる。火の熾に燃るなどは。それに焼む焼べきハ。未定め難きのるばかを。其火既に盛過て。衰ふ時に至りてぞ。御母も御子も終に所焼坐げることを定まりて。宗

に天神の御子に坐る徴験の。明なりける故に。終に生坐るゝの。貴き謂れならむ。かれ伊邪那岐ノ大神の。阿波岐原の御禊の時も。最後に生坐る二柱ノ御子ぞ。殊に貴く坐る。其も漸に穢の除りて後清明なりしこと。此もこゝろぞ似たり。㊟天津日高日子穂々出見命。師云天津日高は。父尊の御名にて。傳へ負賜へるなり。穂々は。稲穂にて。即チ字の如く。重ね云るなり。はた大穂にても有べし。大を。意を省きて富と云る例。忍穂耳ノ命の處に。委く云るが如し。穂々を云例は。邇々藝命ぞ。まさ天之杵火々置瀬尊ともなり。此ノ火々も。稲穂に依れなり。稲穂は。天津日嗣に。重き由縁あること。上に處々云るが如し。然るに此等の富々を。書紀の字に依りて。火は意と云るは非なり。火折こそ。生坐る時は火に因れる御名なれ。此ノ亦ノ御名は。天津日嗣しろし看ての御称名なれにて。彼ノ火に因る事には非ず。故古事記に。火照。火遠理と。火に因る御名にて。皆火ノ字を書けるに。同じきにて。此ノ御名のみは。穂ノ字を書て。別さるを以ても知べし。但書紀には。或は彦火々出見ノ尊とのみ有て。火折てふ御名をぞ出さず。或は。出しながら。亦ノ御名とせる等は。火々出見を申ス方を。火の義に取る傳へなり。されど其は本混ひ來る者にて。正しからず。古事記。又一書に。火折ノ尊。亦ノ名彦火々出見ノ尊とあるぞ正しかりける。手は根に通。見は耳を同くて。竝美稱なり。手てふ例は。八嶋手等なり。須佐之男ノ命の御子にて。上に出たり。○玄道云。太平記。及王代記等に。島根見ノ尊と申れ。必此ノ八島手ノ神にや坐すらむとの考あるをも此に思合すべし。又宇麻志麻遲命を。書紀に。可美眞手を有ぞ。手は遲と通ふにも有べし。其も同く美稱なり。根又遲等の稱名の例は。常多し。又見耳の事は。忍穂耳ノ尊の処に委く云へり。手見を連る例は。浮穴宮に。天下知し看し天皇の御名。師木津日子玉出見命是なり。さて書紀に。火折ノ命

と彦火々出見尊とを二柱とせざる一書ありそれも甚く異なる傳なりまた火夜織命次彦火々出見尊と爲るもあり火夜織は火折なれば是も二柱とせる傳なり又火折彦火々出見尊と二ツの御名を一ツに連て擧る傳もあり

さて白檮原宮に天下知ろし看し天皇も彦火々出見尊と申せし由書紀に見えたり天津日嗣に由ある稻穗を以て美稱奉る御號なる故に又傳へ賜ひしなり○凡二柱生坐矣かく記せし由は既に徵に論へれど此にも其大略を云むには古事記に火照命此者隼人阿多君之祖次生子名火須勢理命次生子名火遠理命亦名天津日高日子穗々出見尊三柱と有は火照火須勢理一柱に別名あるを二柱と爲ざるにて誤なり其は御紀に火照命と申す御名なくして火闌降命を隼人の祖と云るぞ姓氏録の傳に同じきを以ても知べきなりさて御紀正書に火闌降命是隼人等始祖也次彦火々出見尊次火明命是尾張連等始祖也凡三子矣第二一書に火酢芹命次火明命次彦火々出見尊亦號火折尊第三一書に火明命次火進命又曰火酸芹命次火折彦火々出見命凡三子とあるも火明命は入たるは並誤れり其は火明命は迹々藝命の御兄に坐ものをや山蔭にも此は忍穗耳命の御子の火明命を混たる誤なり尾張連等が始祖也とあるも御名の紛るゝから混たる非説なりと云き上にも既に然云れき○玄道云伊和大神の御子にも火明命と申すが坐て播磨風土記飾磨郡伊和里條に船丘等十四丘の故事を説て昔大汝命之子火明尊心行云々曰告済と見えたり第五一書に其火初明時云々名火明命次火盛時云々名火進命次火炎衰時云々名火折尊次避火熱時云々名彦火々

出見尊第七一書の一云に火明命次火夜織命次彦火々出見尊となる火明命の誤て云も更なり火折命の二名を二神を為と添訛れ傳なり。火夜織を今本どもにホノヨオリと訓上此師説もヨオリにとりて釈れさきど延喜の古本にホヨリを訓り古訓ならむ。○玄道云卜部古本にもかく訓ればふ此師説の如くて遠々里々を與々里々とも云ひ神歌にそのやうなきをとある違字ハ與の義ぞと已く注れ又書紀に三度をミヨリ齋日をムヨリノレミと訓るヨリとヲリと全韻にて通フ由或人も云ヒ又万葉集に船渡呼もあるも今與と云ふ當て聞ゆれバ此も保與利と申ス與に於韻の加て火夜織命と申奉るにこそ故是を以て今は第六一書に遂生火酢芹命次生火折尊亦號彦火々出見尊第十二一書に天鏡石図鏡石天津彦火瓊々杵尊此神娶大山祇神女子木花開耶姫命為妃而生兒號火酢芹命次彦火々出見尊とある傳を取て此條を定さるゝなり。猶此時生坐る御子の火須勢理命と日子穂々出見命と二柱なる由にて第百六十段火須勢理命の御末の処に云をも合考べし。○玄道云塵袋に日向風土記を引て皇祖褒能忍耆命日向国贈於郡高茅穂槵生峯に天降坐て是より薩摩国閼駝郡竹屋村に遷賜ひて土人竹屋守が女を求して其腹に二人の男子をまうけ賜ける時に云々と有て二柱に坐共古傳なりさて守とハ師翁も加美と訓し如く神字に假用しと聞ゆ此ハ塵添壒嚢抄にも見えて徵にも引れたるを決て和銅上奏の古風土記なるべき徵有て高千穂越祖考に說き ち

て如此御誓のことを驗ありて御子も御母も終に所焼坐で出坐しかば御疑晴て御子を定給しことを云はくも更なり。前の成文に御紀なる第五一書を取て此間に爾神吾田津比賣命自火燼之中出來称言曰吾所生之子及吾身當火難而無少損事見之乎白之時皇美麻命詔曰吾本雖知吾子但一夜而娠之故慮有疑者而使衆人知吾

子。又天神之令一夜娠。示汝有靈異之威。欲明子等復有超倫之氣之故。前日嘲之也詔矣。と云へる文を出せれど。後に熟思ば如此ては本より疑給御心は無けど。態と疑給状に詔る由にて上代の意とも非傳なれば削去ぬ。然ば此は師說の如く。上の本文の儘に。只案に疑て嘲詔る者とすべし。

雄略天皇紀に。童女君と云采女を。一夜與し賜るに。娠て。遂に女子を生しかば。天皇疑て養賜ざりしを。物部目大連諫て。臣聞易產腹者。以褌觸體。即便懷脤。云々と白るに。天皇聞看て。其女子を皇女とし。母をも妃と爲賜る事あり。思合べし。○玄道云。此ハ師翁の記傳に依て說きし前說なれど。弘仁歷運記考に。天津神等の色好賜し事案の所見なき事。また此三御世の天皇等の御齡の末に。夫婦の道のおはし坐るは。天神之御子に坐バ。惟神に世情遠く。玄家に謂ゆる守眞の道。自然に備坐て。なる由を委く論賜て。其は此命の一宿爲婚とあるも。御世情のけしも深らぬ故と聞えて。後に雄略天皇の童女君を。一宵に七廻めして娠しめ給るとは。事の趣替て聞ゆるをも。思合て悟るべし。又此御より延きて申むは畏れど。壽短く成ぬる人世と爲ても。人は尚命長が故に。十七八歲許にも至では。子は生得ぬを。生とし生る物の上を思に。命短き物程。此道の速く。雛犬なぞの其生れさる年の内に子を成類は更なり。蠶等ハ蝶と化て巢より出る年と直に子を生事を爲て。子を成訖て。忽に死る等。壽長き人の上より見ては。最はかなく思るゝ等をも思べしと見えたるぞ。後の定說にぞ有ける。

○以竹刀截其臍帶矣。竹刀は。和名抄調度部に。日本紀私記云。竹刀阿乎比衣とあり。○玄道云。八雲御抄に。あをひえ。竹刀也。臍の緒切也と宣ひ。新修鷹經に以爪若竹篦搔膚上とある竹篦も竹刀と仝かるべしと或人說あり。さて比衣とハ通證に。重遠曰。今薄切肉有比也須之言。今按說文。聶而切之爲膾。聶古讀比由。猶今云倍俱也と云。久老神主說に。吾鄕俚言にも。人を刃して切るをひやすといひ。餅を切るをそやすと云。是比衣の轉語にして。削をあやのる。崩をくやす。絶をたやすなど云例なりとあり。さてそやすとふ詞ハ。保元物語に。御爪をて

やけなと見え。古歌にあら鷹の尾羽をたやしてこに入らむ。等あるも。万葉集に。つみたやしと有に全く。この御なまれたやし。御筆のたやしなど云に全のるべけれど実に比衣ちふも。波夜志と全義にぞ有ける

臍帶は。和名抄形體部に。四聲字苑云。腥臍腹孔也。和名保曾俗云倍曾○玄道云類聚名義抄に臍ホソヘソ齊ホソ腥臍二字ホソ苦俗云ヘソとあり。本書には臍字のみにて。保曾乃乎と訓たり。然れど臍字のみにては義を盡さず故己が意を以て帶字を加へつ。谷川士清説に。分娩時臍帶接於胎衣。故斷之稱曰續胎衣忌截之言也。また宗因曰。竹刀男女異制。檜曲桶大小二納胞衣。卜方位埋之。詳見産勘文。また纂疏に。方書曰。臍帶六寸許以絲固結。以銅刀截之或用竹刀。千金要方にも。斷臍不得以刀子割之須令人隔單衣物咬斷。兼以暖氣呵七遍。然後纏結所留臍帶令至兒足趺上ともあり。紫式部日記に。御ほそれをも殿のうへも有ど。式正の事なるべし。南殿の平竹にて作ると。醫師仲成の説あり。とも云り。から國宋人東坡が語に云。人在母胎也。母呼亦呼。吸亦吸。口鼻皆閉。而以臍達。故臍者生之根也。と云。明時珍も。胎在母腹。臍連于胞。胎息隨母。胎出母腹。臍帶剪一點。眞元屬之命門丹田。故臍者人之命帶也とあるハ更なり。猶古く玄家の書に委く傳ども有て別に集記せる物あり。仲成とて和氣系圖に典藥頭正四位上仲成と有人なるがれかの御産部類記の類を見ても。竹を用る故実と聞ゆ。女諸禮と云物に。空木の小刀と云ハ異説なり。婦人養草と云物に。臍の緒をつぐ竹篦の事。男子ならば雌竹。女子ならば雄竹にてつぐべし。雄竹と云て生出る時より根下の枝一つあるを雄と定。枝二ッあるを雌と定と云り。又香月牛山の説に。臍帶を斷つに竹篦を用ば。し。鐵の刃物を用べからず。輭なる絹にて臍帶を絶。或單の絹を纏て。長からず短からず。生子の足掌の長に比て断

べしと赤縣此書等をも引て委く説ため。○玄道云山槐
記に治承四「一に二と作め」年十一月十二日。中宮御産下
に奉切御臍緒先御産成了。即差少属安倍資忠遣切生氣
方東河竹。即持參。口径一寸許長五六寸許。亮重衡朝臣取
之參御前作竹刀只一削作刀方不再云或用銅刀令度用
竹也。進之洞院局大夫室以練糸奉結御臍「長六寸所結二
内大臣取竹刀奉切之洞院局置帖紙於手上其上置御臍」
緒切糸内方刀鈍頗奉切了。此後御胞衣至于奉藏之日皇
子御所東方立御几帳置之此所不令寄人。
とも見ゆなは有べきを例の處狹てなむ。○其所棄之竹
刀。終成竹林矣。○玄道云曾能須氏多流阿遠比衣都比尓
多可牟良止奈里伎を訓べし。所棄ハ上二
十段廿一段廿三段等に投棄と有て奈計宇都流を訓た
り。竹林ハ上百四十三段に五百篁と見えて篁も和名抄
に和名太加無良俗云太加波良類聚名義抄にもかくあ
り。竹を多加と訓例ハ古事記に竹鞆と有ハ高義に借用
さるなれどかく訓べきハ知らまさりさるぞ或人の竹
譜に引るはいとをあなり。本草和名に竹笋一名草華和
名多加牟奈和名抄にもかく云。新撰字鏡にハ筍笋多加
牟奈笋を太加佐乎篁太加介名義抄に篙タカムナ簀タ
カハカリ。和名抄に尺を太加波可利と云。万
葉集に竹玉を繁にぬきたれ等見えたり。口訣に截臍
用竹刀者。示養産之方也。成竹林者擧嘉瑞也。竹屋在日向
国。卜定田為卜而取稻也。と有れば此邊は和銅より後薩
摩国に屬て。即和名抄に薩摩国阿多郡。鷹屋とあるぞ是な
り。又大隅国肝屬郡にも鷹屋郷あるは後に阿多郡の地
名を移せるなるべし。總国風土記。日向国の殘缺に。諸縣郡
に高屋郷と有るは信られず。○玄道云
上に引る古風土記の文。次にゐの所の竹を刀に作て臍
緒を切賜ひたりけり。其竹ハ今も有と云けりと見え。襲
峯一覧に薩摩国阿多郡竹尾郷なる笠狹宮跡は竹屋大
明神社を距る事午方二里許に在り。此處川邊郷山田郷
下山田村の界とまとも。又地志畧に竹屋郷古跡は絶頂
に二畦許の地ありて。上古柱口之石三小石多く有之山
田郷にて竹尾と唱ふ。是ぞ王子大明神と申すと云り。「尾は
丘の事にて猶竹屋の岡と云に伴ふ。今見るに一此山岡

仝国川邊郡「上古阿多郡也」加世田郷と勝目郷との境高屋丘「高三十間許にて冢を無戸室の址と云り」にて往古頂に彦火々出見尊を祀れる神社ありて高屋大明神と称しとぞ又今土人神山或ハ竹屋尾又ハ略して竹尾とも云り山の高三十町許にて絶頂の四畦許平地あり此所を皇子御降誕の跡と云即無戸室の跡あり又此頂上より西北の方百間許下に竹林ありて凡二畦計あり土人神代竹或ハヘラタケ山と呼り皇子の臍帯を截し竹刀を棄さりしが根させるありと云此山上總て樹木のミなるに此所よ限て一村竹林なるハいとも奇くなむとも云り又加世田宮原村にも高屋神社ありて祭神彦火々出見尊あり是等降誕の地名を以て称奉るにて此内の浦あるも其と同く祭神彦火々出見尊なるが故に社号を高屋とハ云るありされど古き神社なる事は天喜二年大隅管内の神社に奉「増爵一級」とある古記「天喜二年大隅国分郷守公神社主神司調所恒範家藏の中に斯屬郡從二位鷹屋云々とありて以下の二三字虫喰て分明ならバ前後の例を見に從四位以下を明神と記て以上ハ凡て大字有バ大明神の三字にて即今の神社ある事明あり又寛永十年癸酉五月十五日内之浦郷北方村にて其嶺潤二畦許原「一に平と作り」地ありて竹屋大明神の宮跡と云り此竹尾は蓋无戸室を營れし跡あるべし「此尾の麓の裳鋪野と称地ハ笠狹宮の跡あらむ又竹尾の山下五六十間許に竹林あり是皇子臍帯を截し竹刀を棄し竹林の遺蹟あり「此竹は今世に篭竹とも笛竹とも呼る物あり其長二丈許圍二三寸節間尺餘藩人植て墻屏に換或れり舟子山伐の韋索と為又火縄に造其制頗多し根ハ鞭竹とハ其笋篭芽の如し叢生して母子敢て散バ捕む能活く漢名の義竹孝竹等云属也又船渡せし篭竹と云物は殊に太く其質脆く索に作るにあらバ別種あり凡此篭竹は本藩に多く九州に稀に在のみあり」笈埃隨筆云薩隅に竹數種あり一種キンメイチクと云あり他國にて見バ太五六寸節間長く中の巣細く叢生にて尤柔也國人此竹を四枚に裂て皮の方を取りて綯て綱とし船毎に貯ふ能水に堪て強し故に諸国の湊に日薩の船懸りぬきむ他國船ハ其を除て舟懸せバ彼竹綱と此方の苧綱と海中にて揖る時は是が為に苧綱切る故也とかや」又此地は彦火々出見尊以下嶽降の地にして其故趾に神祠多立て王子大明神と申し事言を埃バして明あり」と云又近比成れる地理纂考にハ此神蹟ハ

竿次帳、高屋神領百二十九石三斗三升七合五夕と見え、こりなども記せり、ちて總国風土記に、師翁も開題記に、伴氏の説を採られ、さて延久の比に成にしやと論ひ賜へれど、中山信名が五徴を擧て、此を辨ず、又志摩尾張民部省図帳と云る物も、彼風土記と同手に成しにやと云ひ、平祖衛が駿河武藏二国のを疑ひて、十二條を擧て論へるを始め、其餘何くれと論へる徒のあるが如く、近世の贋作と聞え殊に図帳は古き田園計帳等の事も考知らで妄作せるなきむとのく論ふにも足らぬ物ぬりかし、此ハ師翁ハ更なり、玄道も肝若き比より珍き説も有まゝに彼此と引用ひさる事の有しのぞ、そを改めてらになむ。○卜定田は。古本に。宇良閉多流多を訓るに従ひし。太兆に卜合さる田を云へるにて。其を天御国は狹田長田に擬て。狹名田と號さ添由を聞ゆ。然れぞ。名は長の借字なり。前にも次の渟浪田は、渟之田と聞ゆるに就て、此名をも之れらむと思へれど、然には非ず、○玄道云、口訣に、旨卜定田者、為卜取稲、大嘗會国郡卜定起是と云ひ、纂疏にも、今大嘗之祭、卜国郡田供粢盛之類也とも有り、但卜定起是とは誤にて、夙く上廿九巻に委く記るが如し。○天甘酒は。和名抄飲食部に。切韻云。醴酒味長也。日本紀私記云。甘酒。多無佐介と見え。釋紀に。甘酒美酒也。○玄道云、纂疏にものくあり、口訣に、醴酒也と有ハ、甚き非なり。をあり。此を士清説に。貞觀大嘗祭儀式多米都物。延喜大嘗祭式多明酒波多明米多明酒蓋多無與多明通米都反無也を云る如く。甘き酒の義なり。但師説に、書紀甜酒も、本の訓は多米邪祁なりけむを、後人はちかしらに、字音と心得て、多武とは讀れしならむと有り、然も有べし。醸は既に出さり。第六十九段の傳見るべし。○渟浪田の浪は。之れ義にて。渟之田なり。之を那と云る例は。眞之井と眞名井。速吸之門を速吸名門。と云へる類にて。纂疏に。渟浪田。謂水田

也。と有るが如し。今も常に沼田と云ふ是にて、本より渟なる所を田とせるなり。就て此田の。水田なるに依て按ば。上の狹名田を。口訣に熟田之稱と有如く。陸地を治て作る田を聞えたり。○爲飯而は。舊訓に。飯爾加志氏を訓めるに從ふべし。加志氏は。炊而なり。和名抄飲食部に。餈饋半熟飯也。漢語抄云。加太加之木乃以比。又史記云。强飯和名古八伊比。また唐韻云。飷雜飯也。飷飯加之木可天れどなり。新撰字鏡にも。燀炊也。伊比加志久。𩟍可志久。又宇牟須などに有り。○玄道云。海人藻芥に。公家御飯者。强飯也。執柄家等如此。姬飯全分略儀也。但人々之依好惡用之。强飯之時湯餖湯也。而近代姬飯時オモユ参らせよと召。不叶理者哉といひ。資益王記。明應十年正月二日條に。諸社之遙拜之後。三獻有之。次有經。次御コワ。次比目始とあるを。或說に古波とも比目に對て云る称にて。元男女の称に比古比女と云るより轉れる辭と聞ゆ。比目とはその粥を云。姬百合。姬椿。姬松など云ふ。同意なり。源氏物語若紫卷に。さらば。諸ともにとて。御かゆこはいひめして。まらうどにもまゐり給ひてとてあるも。是なるべし。又此比目飯もて饗するが。即埦飯にて。埦飯の椀はいかなりけむ知れぬを。延喜内匠式に飯椀葉椀など有て。大なる物なりとも。又今昔物語十二に。道命が房には粥汁也。主の御家には飯固と云ければ云くと見え。江家次第解齋條に。藏人供御粥「堅粥也。高盛之」とあるも。ひめなりとも說なり。古くは宗家に。世人常食は强飯なりし事。或人も云る如く。万葉集五卷長歌に。可麻度柔播。火氣布伎多氏受。許之伎爾波。久毛能須可伎氏。飯炊事毛和須禮提と賦るにて。いと明的のなりなる。伊比の事は。下百六十二段にも注べし。○新嘗之矣は。爾比那閉志多麻比伎を訓べし。其は前に出たる。大嘗新嘗なども此師說に就て明けし。前には本に嘗之とのみ有るに依り。されど。今は其訓にニハナヒとあり。且何所にも新嘗と有るに依て。新字を加へつ。就て此は。御宇氣比の祥ありて。御子等も。御

自も恙なくて。火燼の中より出はせる事を悦び給ふと。多米都物ども取備て。神にも奉り。人にも饗し。自も御食はし。御子をも賀給ふ御擧なり。通證に。太子傳云。三日夕。天皇設宴賜物群臣。七日夕。皇后設宴賜物後宮大臣以下。相次獻餞。稱之養產。李部王記云。天曆四年七月七日。是夕。藤女御有產養事。紫式部日記に。此事ぞ詳に載れ。拾遺集に。產屋の七夜にはありて。君が經む八百萬代を數まで且々今日ぞ七日なりけるを云る。此なむ宗に謂る產養と云事の原始とぞ云べかりける。

○玄道云。纂疏に。以稻爲酒爲飯嘗之。養產婦之血氣耳と。のみあるを。心ゆかぬ說なり。そハ後にこそかく狀に成れり。元ハ決て上に見えし師說の如く。神祇に奉り。諸人にも饗し。自も給ふ生子を祝ふ御政の傳り來しならむと。所思ゆれぞなり。產養の事を九條右丞相記。大鏡。榮花物語。源氏物語。今鏡。河海抄。花鳥餘情等にも多く見えたり。さて建久比內宮年中行事。六月十六日比神事の中に。今夜直會畢之後。櫻御前石橋西敷鋪設。其上正權禰宜竝玉串大內人。以北爲上東向著物忌等。主神司殿北方。以西爲上著。于時清酒作內人。乍立詔刀申。今年六月十六日今時以櫻皇神廣前。恐々申久。常奉仕由貴御饌竝國々所々郡神戶忌齋奉御神酒御贄等。横山置所足奉狀乎。平安聞食申。櫻御前と申すハ。卽木花之咲耶毘賣命に坐なり。其は下に云を俟べし。其後在御酒杯。鋪設竝陪膳役。清酒作內人等也。次物忌父等請取御琴。奉仕御歌搔之。其時先清酒作內人舞。其後敷半疊一枚。次正員禰宜。次權任神主。次玉串大內人舞大和舞也。荒木田經雅神主云。大和舞は。唐に對て云。日本舞の心に非ず。古代は國々に舞あり。そが中に。大和國の舞なり。江次第に。二月大原祭和舞云々。和舞は。榊の枝を取て舞なり。件御歌。美夜比

登能。佐世流佐加伎乎。和禮佐志氏。余呂都與麻天爾。加奈天阿曾波牟。正權禰宜等。竝玉串大内人等舞時。地祭副物忌。每人召立件役。皆副物忌也。となり。なほ大和舞の委き有状は。同月十七日に荒蠣御贄を奉る神事の所に。舞右左右。是神宮法有其謂先右袖。縿地付背。廻次左。次右也。頭不廻。御遊每度乍穿沓也。玉串大内人舞畢。大物忌父警蹕。于時一同手一端拜。其後彼役人御琴上とあり。伊勢は大宮に。所攝の神は多かる中に。是櫻御前にはみかく重き御祭なる事は。神世に然り。新嘗の御祭し給へる由緒に依事にやそも所思るれど。引出さりれり。○故與其櫻大刀自神。合力而坐神名謂苔虫神と。倭姫命世記に。朝熊神社。櫛玉命。靈石坐。於保止志神。石坐。櫻大刀自神。花木坐。苔虫神。石坐。大山祇神。石坐。朝熊水神。石坐。御鎭座傳記に。朝熊神社六座。倭姫命崇祭之神社也。櫛玉姫一座。倭姫命御代。瑞玉奉作之。示曰甕尻御靈石坐。於保止志神。一座。倭姫命御代崇祭之。眞名鶴所化。御靈石坐也。櫻大刀子神二座。靈華木坐也。大八洲櫻樹始從天上降居也。因以爲華開姫命也。一座大山祇命雙坐也。苔虫神一座。櫻大刀子神與合力。靈石坐也。大山祇神一座。靈石坐也。櫻神與竝坐也。朝熊水神一座。寶鏡鑄造功神也。靈石坐也。件神社之寶鏡二面。依神託倭姫命之御制作也。と有が中は。櫻大刀子神。苔虫神。大山祇神三座の傳を取りて記せり。本書。苔虫神の注中に。大刀子。小刀子鉾類等造進之。と云へる文ありて。刀子てふ語を知ざる後人の加へさるなり。大山祇神の下なるも。宝鏡鑄造功神也と有て。朝熊水神の注文は錯りぬれば。削り去れ。神名式に。伊勢國度會郡に。朝熊神社と出たり是なり。御鎭座傳記に。櫻大刀自

神靈華木座也大八洲櫻樹始從天上降居也因以為華開姫命也と有り。櫻大刀自神の御靈體と仰ぎ奉る華木に坐なり。此は本天上より降る樹にて大八洲国に櫻木の始なり。故是を以て此櫻をやごのる華開耶姫命の神體と仰奉ると云るにて。此は謂ゆる櫻木森に坐櫻木を白り。

通海参詣記に文永十年三月西大寺なる思圓が参宮記を引て朝熊宮に参けるに小朝熊宮の未申の隅に六七段許を去て聳さる巖あり其上に櫻樹あり高三丈ヿに尺と作り許なり此木往古より以來年を送り春を迎へて花咲實を結ぶ枯ずして今に在り是櫻大刀自命の神躰なりと申説もありと云此傳記及世記抄にも此を引て天より降る櫻木の始なる故に此木を靈と爲も今は枯て株のみ存りと云り風雅集に祭主定忠春風の岩根の櫻吹度に浪の花散朝熊の宮と有き此櫻を詠るなり〇玄道云神祇百首に櫻刀自の天の昔を残して宮樹の花乃雪と見ゆらむとある注に彼櫻樹天上より降坐日本の櫻の始也是櫻刀自神に坐朝熊の社に坐ともあり但本刀自を太刀とし社を江と作ハ誤なれば正して引ぬ。

此樹の天上より降る事は彼天香山を二箇に分て倭国と伊豫国とに天降給へるに同く天上に坐皇神の御心なる事言べくも更なり。又其櫻木をやごので神體と仰奉を以て。佐久夜毘賣命。やがて其樹の精靈に坐事坂も惟定むべし。抑此御靈宗を天上より降給へる皇神の御心ハ推量にも知り奉るべき事に非れども元より皇美麻命の大后に立給べず幽由縁ある去となるべし。扨て是比賣神を亦櫻大刀自神とも申て神皇産靈御祖命を神魂大刀自神とも申刀自を同く戸主の義にて。邇々藝命の后神にて万代の天皇命等の大御祖に坐ばなり。戸主てふ

言義猶委くは第一ノ巻第一段神魂大刀自神此所を見て知べし○玄道云ト部家記に文明十七年二月七日禁裏仰に因て家君注進とて櫻大刀㊀「此字元無りしをトジと假名をさしたれバ決て脱せるなり」神内宮末社也彼宮本記云花木坐神ト云櫻戸トモ櫻年トモ記せり此本記とあるハ大神宮本記大同本記等なるべきをかくあれバ櫻戸神及櫻年とも申奉りしにこそ

又建久年中行事の正月初卯日卯杖立事此條に。櫻御前二筋云々小朝熊奉祭禮。石疊二筋立之同十一日旬。神拜事此條に。櫻宮皇神。次天津神。国津神。八百万神。四十四所云々など有を始其他條々に。櫻御前櫻宮と有ば。本宮直會院の邊なれば。櫻宮と云宮にて此も櫻大刀自神を祭なりと經雅神主此說なり。さて御前と申事も同神主の說に神宮にて興玉御前櫻御前等云は其神を直に指云は恐有故に其御坐所を指て云なりと云るが如し○玄道云前ちふ事の釈ハ上なる九十五段に委く見ゆさて年中行事なる六月十六日櫻皇神祭事宝殿不在清酒作内人作立申詔刀又神祇百首注にも櫻宮ハ大宮の邊に坐宝殿坐すと云適海参詣記に次櫻御前是は一殿の辰己の方に櫻木に向て拜ますなり士佛参詣記に櫻宮と申ハ大宮の間近き所に坐すが御殿も無し只一木の櫻を神體とすと承及計にて宮中方ハ参れバと云續古今集に西行神風に心安ぞ任於る櫻の宮の花の盛を夫木集に俊成名をも思へ櫻の宮に祈見む花を散さぬ神風もがな神風小名寄に櫻宮は内宮の宮中に在り二ノ鳥居あり本宮に参る左方に俗諺にちがり楠と云て枝の土に付せる大木なりそこに石づゝの宮にておはし坐す五柱皇神の拜所にてあれど先ハ木ノ華開耶姫命を神體とし仍て櫻宮と名付しにやと云へり。

神名式に。朝明郡にも。櫻神社あり。今も櫻村など云所に在りと云。是も同神なる事疑なきに。又同郡に。布自神社など云も出せり。是又由ある事なり。其は駿河の富士山にも櫻神社坐事下に云如くなればなり。さて世記。

傳記ともに。此比賣神乃靈戎華木坐と有るを。下に引く延暦の内宮儀式に。靈石坐と云へるを違へるに似たれど然。又其は世記傳記等に謂處は。彼櫻木森に坐まし本御靈を云て。小朝熊社に坐靈の傳を洩し。儀式ハ。其御社に坐靈の石坐事のみを傳へて。櫻木森に坐御靈の。華木に坐事を漏せるにて。傳の異なるには非ざらむ。かく互に傳への漏さるもあり。差等して異説の如く聞ゆる傳は。計るに違あらず。古史徵を見て知るべし。〇玄道云。通海參詣記に。小朝熊社と申すハ。内宮所攝の社廿四座の内。山上の御宝殿に御體石にて御座すとも。思圓記を引て。全社坤角六七段許を去て奇巖有て。其上に櫻樹有りとも云り。考合すべし。さて是比賣神と合せ而坐神名謂苔虫神は。即上の御鎮座傳記に。苔虫神一座櫻大刀子神與合力靈石座也。と有るに據れる文なるべし。延暦儀式にも。櫻大刀自神の次に。苔虫神形石坐と見えて。經雅神主解に。苔虫は許氣牟志と訓べし。苔は和名抄に。切韻云。苔水衣也。和名古介と見ゆ。虫は借字にて生なり。武須の武は生なり。神代紀に産靈を武須毘。仁徳天皇紀五十年の歌に。箇利古年等と詠ため。古武は子産なり。生を武と云事見べし。万葉一の巻の歌に。河上乃湯津磐村二草武左受。古今集賀に。巖と化て。苔の生までと詠り。〇玄道云。此解も上「第一段傳」に委く見えたり。此神苔むしを以て御名とせりを云るは然る言にて。此は疑なく石長比賣命なり。其は神體の石にて坐は云も更なり。其父大山津見神の御言に。天神御子使石長比賣則雖雨零風吹恒如石而常堅坐と告ひ。

伊波比と云語も。常堅石にと。石に擬て祝ことなり。活用る言をも聞え添に。彼古今集なる賀歌に我君は千世に八千世に。一にましませとあり。細石の巌と化て。苔の生迄を詠る哉も。按合て所知となり。此歌内宮年中行事。六月十五日。荒蝣の御贄を奉る神事の條に。船中にて謳歌三首此中に出とるにて。和加君乃於波志万左年古止者左々祀石乃伊波保止奈利氏古遣乃年須万天と見え。其神事竟とる後にも去多謳所にえ。我君乃命乎乞波左々祀石乃巌止成氏。苔乃生万天恵伊耶々々々をあり。佐々祀れ。和名抄に細石とも書て。最少れき石を云。一首の意は。然る少々き石の大なる磐石と化て。苔の生迄千世に八千世了榮えれはせと云るなり。此歌は。必此苔虫神と云御名。又其神德を思て詠る歌なるべし。然で石長比賣命は。大山祇神の御子をは坐せど。實には石の精神に坐事著し。又此に準て。佐久夜毘賣命の櫻の精神に坐事哉も悟べし。然で其御父大山祇神は。火之迦具土神の御骸の化る天香山の神霊に坐すを。又石も木も。主と山の物なるに。二柱の比賣神のそ哉御名に負まし。且其物々の靈體と坐にても知べし。神名式當國の鈴鹿郡に石神社と云を載られさるが。今大岐須村と云に在て。石大神と云。高二百間横五十間の大巖にて。是神躰なり。社は無とぞ。又員辨郡にも石神社を載らる。此は今飯倉村と云に在とぞ。共に石長比賣命ならむか。其は陸奥國に石神山精神社あり。富士の小御嶽石尊と云も。此比賣神なりと聞えれどなり。ちて華は脆く。石は長久にて。其性の相反る物なるに。其二神の。合力而坐と有は。甚く心得難きに似たれど。此も彼速佐須良比賣神を速須佐之男神と同性なるの。力哉合て坐とは。其趣異にして。華木の脆き性なるを長久なる巖の性もて助幸はふ由にて。是ぞ石長比賣命の苔生神と名

に負て櫻神に力を合せ木花のさも脆ななき青人草は

壽命をも巌の如長久に幸賜因縁なりけり。然ぞ壽命は長からむ事を欲むには常に形躰の養を能習行ふも別て是比賣神の恩頼を祈願奉るべき事なり。其は堅石も常石と祝を始め石に准て祝語の多く徒ならぬ耳ならず木草土水金の類は更なり生とし生る物又人さへに生ながら石と化るも許多なれば此を壽命の長き象徴して云に非ど此神は性に肖る理なるを以て其御徳のいみじき事をも悟りぬべし。○玄道云本文なる師説に就て案に剛柔強弱の相和し相克を始め本の老子の語に有无相生難易相成長短相形高下相傾音聲相和前後相隨とあるが如く天地の際なる事物の消長あるハ深遠き神理に出て古の大神等のかく力を合せて坐所以に因るに論なく將其大元と申せバ天地造化の大主宰と坐皇産靈大御神の神隨なる大御靈に憑る幽契とぞ窺奉るべく、てやあるべし。

○此者並坐小朝熊社神等也

は延暦の内宮儀式に小朝熊神社一處稱神櫛玉命兒大歳兒櫻大刀自神形石に坐又苔虫神形石に坐又大山罪命子朝熊水神形石に坐倭姫内親王御世に定祝と有に依て記せり。

但此文中に圖を施せる十三字は上に引たる御鎮座傳記の文に據るに其相殿の或は前社に祝神等とある聞ゆる櫻大刀自神の祖等と爲たる甚く誤たる説なり其は櫛玉命は倭姫命御代瑞玉を奉作之と有ど當時は玉作氏と通も然るに大歳神を豈其兒ならむや大刀自神は木花之咲耶毘賣命なるを豈大歳神の兒とは云むや朝熊水神と云は宝鏡鑄造功の神也と有ど當時の鏡作氏なるべきをは豈大山祇神の子ならむ凡て此儀式帳は諸事皆正きを中に諸神は出自多く云るにて信難き事ども多かる甚由ありて既上に論るが如し然を世記に倭姫命大御神を戴奉て伊奈尾志根宮に坐給ふ處の文に出雲神子出雲建子一名伊勢津彦神一名櫛玉命並其子大歳神櫻大刀自命山神大山罪命朝熊水神等五十鈴川後江に天奉御饗と有は是儀式の文に據て後人の妄に竄せるなり殊に伊勢都彦命は是より早く神武天皇の御世に伊勢国を逐れたる神なれば倭姫命の時に御饗奉るべき由無物なりや然るに儀式の

此文の經雅神主の解に此世記の文をも引て儀式の然誤說も大刀自神朝熊水神の出自をも示せる正說の如解さるは甚く誤る事なり委くは垂仁天皇の御卷に論をり見るべし神名式に。伊勢國度會郡に。
朝熊神社と出る是なり。にて儀式の經雅神主の解に。
小朝熊は。袁阿佐玖麻と訓べし。此社を宇治鄉朝熊村に
在れど。地名哉社の號をせり。小は稱美なり。武烈天皇紀
の歌に。佐保を鳴佐褒。万葉十四常陸歌に。筑波を乎豆久
波。上野歌に。新田山を乎爾比多夜麻なども云流に同じ。小は若に同じけれど若某と云ふ意にて袁と云元慶四年の紀二月の處に小物忌神を有て大物忌神に對云ひ五月の處に小比叡神と有は大比枝神に對て云るなり
にて櫻大刀自神は。鹿海村より朝
熊に至道邊の。櫻木森に坐苔虫神は。當社の麓の水沮に

坐朝熊水神は。朝熊村と也。二見の山田原村に至間ぬる。
清水の森に坐り。今世件の森。皆社地を放て。別處の如く
見ゆれど。昔は一連の地なりしと云也。三神右の所々に
坐せ御形は。小朝熊社に祝り。古にかゝる例多ろ也。篤胤云今の解に當社と云朝熊社と云るハ即儀式に小朝熊神社一處と云神名式に朝熊神社と出る社にて上に引さる世記傳記等に謂所も同社なるが此は上件の処ゝに坐神ゝを一社に總て祝る社の由の也斯て其社の祭神は御名儀式と世記傳記等とは異なれど此段は大山祇神大刀自神苔虫神に要ある所なれば世記傳記等に依て此三神の事を主と考櫛玉命於保止志神朝熊水神の三神又此社に聞る神鏡等の委き事は垂仁天皇の御卷に大御神鎮座の所なる云むと欲るなり○玄道云神祇百首に羅虫の社の秋を神さびて松の聲も流夕風ぞ吹と有注に蘿虫神社は朝熊社に坐と慥に申人侍と見え神鏡の事は小朝熊社神鏡沙汰文なる祝儀部時次等ず注進狀

に當社并御前社寶殿者共在高山之上其山下坤方隔江河二十餘丈之程水邊岩上件御鏡二面自往昔之當初所御坐也と云中原師重主の勘文に件神社遙離邑里隔江河鎮坐深山之内と記され又上に引る通海参詣記に櫻樹の坐て小朝熊社の未申角六七段許にて其西三尺許を距て神鏡二面相並て面を南に向て巖上に倚立坐と思圓記を引て載し又神鏡の後世にても巖き御伊豆を顯坐し事も神名祕書なる同神社條に長寬元年之比神鏡自然紛失同年五月六日被立勅使被祈謝申然後如本歸座依時宜雖奉納宝殿即飛出給比本石上尓歸座也正治元年之比又不坐之間八月十五日被立公卿勅使權大納言源朝臣通賢被申祈謝偏致精誠所待歸座也而寬喜二年十二月歸座亦天福二年正月為狂人被盗取二面而立處願靈威出現歸座也新構神殿可奉鎮坐歟被問官外記并諸道尚御座嚴之上文永六年十一月正治紛失之御鏡一面又以令紛失給即本宮經奏聞之間被行御卜伏議等被下祈謝宣旨之處同七年正月歸坐給也と有を始神鏡沙汰文百錬抄明月記皇帝記抄禰家文書通海参詣記神祇祕抄等に記し其神鏡に異說有事も水鏡異本劍卷ち等に見えて委記置る物有ど處せられだ今ハ記出ず

て當社は右の神等の拜所にて一處をは神の數に拘ず。當社の在處を指なり當社に専を祭ば櫻大刀自神にて。所攝二十四座の中に殊に由ある社なり仍宮中にも其拜所を設大神宮式に神嘗祭朝熊社十束とあるぬ殊に重く祭るゝ謂れなり大神宮式に所攝二十四座朝熊社云云右諸社並預祈年新嘗祭年中行事六月廿日條に小朝熊御神態勤仕次第早旦彼社祝缶自由貴殿請取忌火屋殿荒垣坤角彼神祭祀所石疊持参御神酒贄菓子供進云云と見ゆ。萬胤云猶此神社の重き御會釈ある事此年中行事の彼此に見えたり又永正記下巻に朝熊社一身参向事可有思慮也と有も崇敬の餘にや○玄道云此社神鏡沙汰文に載る正治元年勘文に式條之中雖

「不ㇾ注小字」大神宮攝社内小朝熊之外无朝熊社之號云爰知彼朝熊□「今歟」小朝熊社歟とも其號雖ㇾ二其實一也とも見ゆ。

當社。昔は造宮使作れり。其は此儀式湯田社れ次に。造神宮使造作奉るを見え。大神宮式に。凡大神宮年限滿應修造者遣使。孟冬始作之。神宮七院社十二處と有中に。一處は當社なる事。其注に見えたり。其後も代々其式なりしが。兵亂等に依て。何時の頃よりか此式違て。朝熊村の百姓等。是が造營せしを。寛文年中に。大宮司精長朝臣。攝社造立再興の時造進せられ。享保れ頃までは。神遷の時。宮司も參向せり。今は當社宮司となり造替なく。又神遷れ時も參りあはず。神主となり造替し。神遷の事がも取行ふと注り。

此地の事記し物に朝熊嶽は内宮となり五十町。一宇田峠より二十町あり。二十町下れば朝熊村なり。坂士佛が參詣記云。朝熊宮に參ぬ。山中に寶殿多作ども。朝日更に百練の影を隱多岸下怪石を下て。夜月常に宮れ光多琢なせり。凡此所多見るに。山下り下ざきども。樹木悉底にあり。水上り上ざきぜも。波浪皆植に掛云ゝと記。小朝熊社の下に。鹿海村の東山上にあり。儀式帳にて。祭神櫻大刀自神。苔虫神。朝熊水神三座なり。今は櫛玉命。大歳神。大山津見命を加へて六座とれ。内宮攝社二十四座れ其一なり。寛文十年大宮司精長朝臣舊地を求再興有しれり。昔は朝熊の岳に在乃るを。何時の頃にり小朝熊に移れむ。詳ならず。前に出る參詣記の文を見合べし。朝熊森は小朝熊宮れ東書川村にあり。櫻木森是も朝熊村に屬り。今は田れ字に於て。書川村に乃り。風雅集に祭主定忠「春風れ岩根の櫻吹度に浪の花散る朝熊の宮」新名所哥合に。荒木田尚良「朝熊や一」のと作め「神代とめ咲花を見て心ぞ留る櫻木の里」又御鎭座傳記の抄に。元長記云「苔虫神者坐朝熊江」續古今集。嘉陽門院越前「神さびて哀幾世に成ぬらむ浪に馴とる朝熊れ宮」等有をも思合べし。ちて上に引るる古書をもに。

宮號を朝熊と書。今世ニ然も稱れます。大凡常ニハ阿佐麻と云ならずや。○玄道云。夫木集ニ引る鴨長明が伊勢記ニ。二見の音無の山ニ人々上りて遙ニ海山を見るニ。南ハ淺間山。志摩國北方なりと云背書國史ニ。此神社の下ニ。中務親王の「いかニせむ。かゝる浮世ニあふて吹。あさまの森乃あちましのみや」と云御歌を擧させ給ふが。正くもかく唱も稍古き事也。續拾遺集ニ「神代より。光をとめて朝熊の。鏡宮ニすめる月影」と云を。布留屋冊子ニあさまなると引るハ非なるべし。又鏡宮ハ伊勢記ニ。朝熊社を隔て悲る川の横根と云。山有。其山の西のハなれ鏡宮おはしまれと云。宇治川と朝熊川の落合所ニあり。是鏡宮なりと見え。猶神風小名寄伊勢鎭内名所集。勢陽雜記。宮川夜話ニも委く記るを合考べし。さて駿河國志。大宮條ニも。伊勢淺熊社御同體なり。此神ハ櫻を神木と爲給故ニ。伊勢神宮ニてハ櫻御前と申奉る。神主延信歌ニ「神代しも今恨しき。朝熊や散ぬ櫻の種ならばして」と云り。又或人の朝熊とハ葦姫と申。御名と全由ニ說。或人ハ淺隈。又朝曇の義ぞ等云れど共ニ允當とも思れぞ。余が臆說を次段の末條ニ申試てむと。此は後は俗稱ならむを。誰も思はれれず。信濃は淺間。富士淺間。伊豆は雲見の淺間なぞ。皆同じ神等の坐山なれバ。淺間と云を。本同名ニして。阿佐久麻をも阿佐麻とも云りしが。朝熊と云名は。適ニ伊勢ニのみ遺る物をあれ所思ま。猶其所々ニ述る說等共も。合考べし。

○胤雄云。此卷を。櫻木ニ彫せて。世ニ弘むる者ハ。難波の南區二ツ井戸町ニ住る。藤原熊太郎と。同西區北堀江下通四丁目なる。龜岡善兵衞なり。

木邨嘉平刻

明治二十年四月廿五日出板御届
同　五月八日刻成

定價六十八錢

續考人　愛媛縣士族　矢野玄道
愛媛縣下喜多郡阿藏村二百三十番地

出板人　東京府士族　平田以志
東京府下京橋區築地三丁目廿五番地寄留
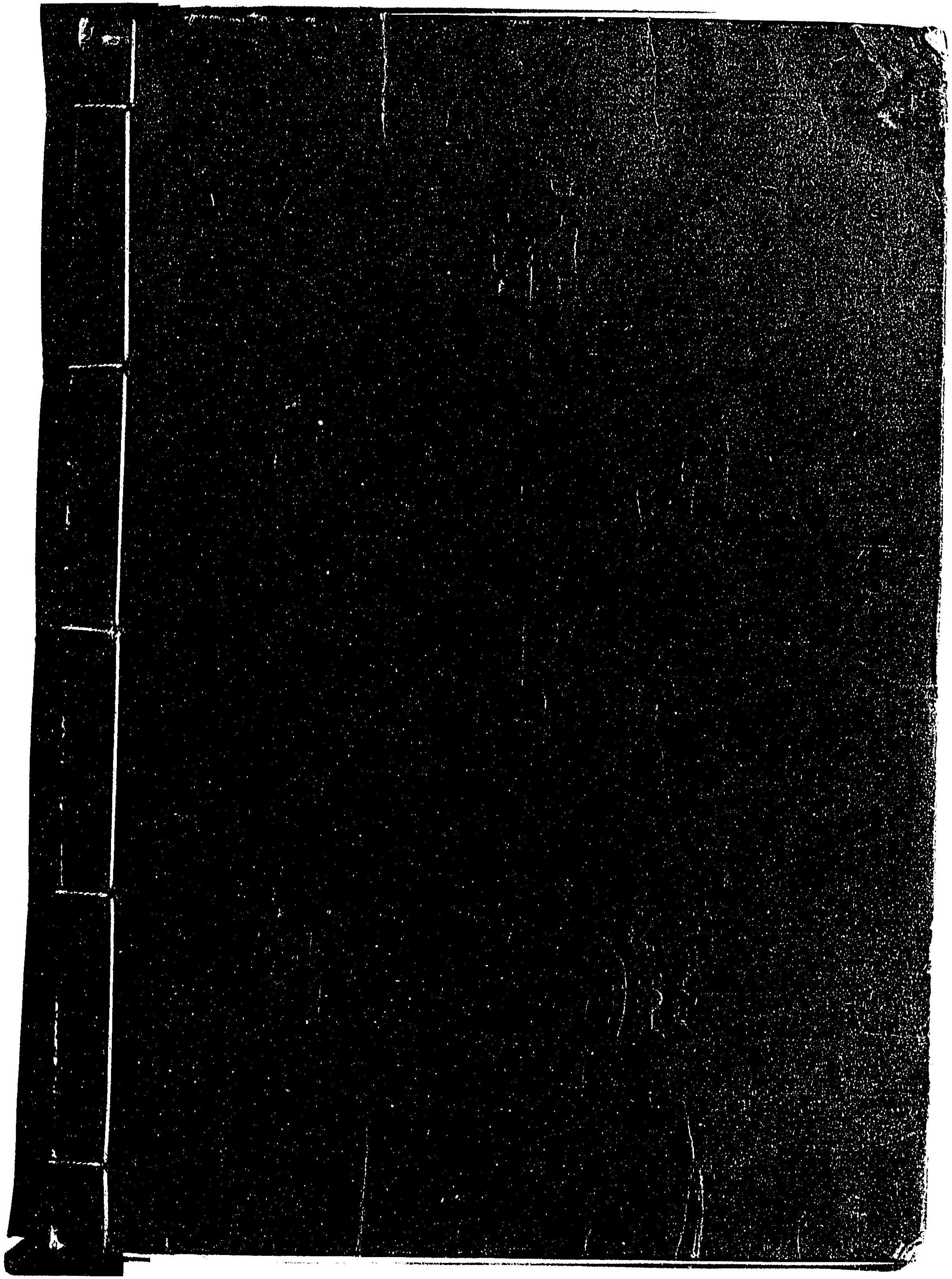
195
14
111